

議事日程（第2号）

平成24年12月10日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名
一般質問

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 嶋原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。通告順に質問を許します。

6番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） おはようございます。10年目で2回目のトップバッターを務めさせていただきます。6番 菅野清一であります。

私は、本定例会に臨み、先に通告してあります大きく2件、細部4件について、これまでの状況を踏まえながら、当局の姿勢を質すものであります。あの原発事故から早1年8か月が経過する中、16万人に及ぶ避難生活はそのまま続いたままで、避難者の生活再建のための補償賠償も遅々として進まず、大量の放射性物質に汚染された被災地の除染計画も一部しか進んでいない状況にあり、特に避難区域の除染はようやく住環境の除染が個人ごとの同意書を取り付ける実態であります。しかし、その一方では、福島県が9月1日発表の甲状腺ガンの患者が出るなど、放射線障害による健康被害の問題が浮き彫りになってきております。避難区域の中でも比較的線量の低いと言われる山木屋地区でも、9月1日の北海道大学の調査では、アブラムシの一種であるワタ虫200匹個体から、その1割に触覚の一部が欠損したり、足が壊死したり、腹部が2つある胴体が発見されました。これは通常の10倍以上の比率であります。このような奇形が見られたことは、原発事故による被ばくの影響と考えられております。北海道大学農学部の秋山教授は、遺伝子レベルで突然変異を引き起こすような外的要因があったのは間違いないと指摘しています。生物が放射線を浴びるとDNAが傷つき、奇形などの原因になるため、今回の原発事故の影響以外考えられないと言っております。また、12月1日放送の民放テレビでは、同じ山木屋地区のカメムシの個体からワタ虫と同じような奇形が発生したと報じられております。このことは、ほ乳類より比較的放射性物質に強いと言われる昆虫から出たことは、非常に重要な意味を持っております。同じく休耕した水田を覆っている外来種のセイダカアワダチソウにも奇形などの異変が見られたと報告されました。これは、明らかに放射性物質による低線量被ばくであることは間違いないものと推測されております。これらの放射性障がいの実態が日を増すごとに明るみにな

っていることは、原発事故の規模やその数値が電気事業者や原子力村の村人、そして、ただの一度も原子炉建て屋に入ったこともない御用学者たちが、原発にあまりにも無知であり、情報を隠ぺいしているとしたか考えられないのであります。福島原発の場合は、6基合わせて199万キロワットの原発事故により放出された放射性物質が、当初は40万キロベクレル、続いて70万キロベクレル、そして、それも90万キロベクレルと修正したが、欧米の放射線専門家の調査チームの推測ではその倍以上ではないかというふうに言われております。あのチェルノブイリでは100万キロワット4号機たった1機の爆発で540万テラベクレルの放射性物質が放出されたのであります。福島原発で放出した放射性物質の大半は海の方へ流れたものであります。その約2割が内陸へ流れ、半径350キロの大地を汚染いたしました。チェルノブイリ事故との大きな違いは、土壌汚染の実態であります。チェルノブイリでは140万から380万ベクレルでしたが、福島原発の場合は300万ベクレルから3,000万ベクレルという、およそ10倍近い数字の値が放出され、しかも、チェルノブイリと比べ、放射性物質の種類とその濃度は20倍から80倍と言われております。このような実態の中、国は積算空間線量で居住できるかできないかという、全く化学的根拠のないナンセンスな区域再編を行おうとしています。しかし、この積算空間線量は、3月18日以降の線量しかカウントされていないばかりか、毎日の食事や呼吸から入る内部被ばくはその4倍、8倍と言われておりますが、それもカウントされておられません。この区域再編には、低線量被ばくのことや過去の疫学データがないということで問題にされておられません。原子力行政を司っていた国自らが、その責任を放棄し、勝手な空間積算線量に区域再編を図ろうとしていることは、正に憲法25条の言う、健康で文化的な生活の権利の法に逆行する行為であることは明白であります。今回の事故に対する一連の国の対応の問題は、明らかに国という行政府が、立法府の決めた法律を守らないという、この1点にあります。区域再編も賠償も除染も、すべてこの視点がずれているために、各被災地で住民との合意ができないことは明白であります。私はそのような観点から、次の3件について質問いたします。

これまでの被災地への東電や国の補償賠償についての進み具合、進捗状況については、町はどのくらい把握しているのか。

2つ目として、国による農地、山林の除染計画の現状とその見通しはどのようになっているのか。

3番目として、避難区域再編の考え方とその見通し、町としての展望についてお尋ねします。

次に、例外なき関税廃止を目的としているTPP参加の問題であります。経済界を中心にTPPに参加すれば、日本経済の発展にでもつながるような合唱、連呼の中で、市場開放の論議が進んでおります。確かに貿易も国際連携も国際協調も大事なことであります。しかし、TPPやEPAが進める貿易自由化は、市場原理に基づいているがゆえに、連携も協調もそこにはあり得ないことは明白であります。T

TPPに日本が参加し、農産物関税を全面的に撤廃した場合の影響について、農水省は、国内農業生産額約10兆円の約4割が失われるとともに、片や経産省は輸出が8兆円程度増え、日本経済に大きなプラスとしています。しかし、国内農業生産額の大幅減少は農業農家のみならず、地域の雇用、経済を減少させ、地域経済を疲弊されることは明らかであります。輸出が8兆円増えたとしても、その利益が地域に回る割合は限られているばかりではなく、それは世界各地の犠牲のうえに見られることしかほかなりません。

一方、中小企業の経営はより厳しさを増し、海外からの安い農産物が格差社会をより拡大し、固定化させることにつながります。地域の自然も農業も文化も引き継がれず、自国の食文化を享受する国民としての喜びも失われ、完全に輸出国の属国になってしまいます。TPP問題は、農業保護を取るか、TPPの利益を取るかの、この二者択一の問題ではありません。また、農業対国益の構図で議論されるものでもありません。いわゆる24品目にもわたる交渉品目を考えると、TPPに参加すれば、被害を受けるのは農業者だけではなく、製造業における雇用喪失と金融、保険、法律、医療、建築など労働者の受け入れを含むサービス分野の損失、繊維、皮革、米、乳製品などの主要品目の損失、食料生産崩壊による国家安全保障のリスクの増大、水田の水域の生物多様性の損失、国土地域の荒廃など、あらゆる分野に損失の影響が及ぶことが予想されます。したがって、農業だけが打撃を受けるかのような問題を矮小化して、農業をなんとかすればTPPに参加できるというのは、明らかに間違った議論であります。しかも、この環太平洋パートナーシップ協定とは言いながら、中国も韓国も入らず、わずか10か国での交渉でしか、しかも、アメリカと日本とカナダの3国でGDPの約9割を占めているということから見れば、アメリカ、カナダ、メキシコの関税を撤廃して、日本に輸入を進めたいということは明白であります。アメリカは失われた10年を取り戻し、アジアにおける経済面の存在感を大きくするための第一歩が米韓FTAであり、そこに引き出した以上の情報を日本から勝ち取るのがTPPの本質なのであります。TPP分野での国境が撤廃されれば、世界的不景気、デフレに飲み込まれ、日本の金はアメリカに流れることとなります。国民皆保険の制度がなくなる可能性も高く、風邪を引いても風邪の治療でも数万円という医療費がかかることも十分予想されます。遺伝子組換え食品や添加物なども間違いなく蔓延します。日本の農業は極めて厳しい状況に陥るが、通常の農業より深刻なのは特に酪農であります。日本の酪農は壊滅、そして、林業も成り立たなくなることは十分に予想されます。アメリカで決めた方針に基づき、日本の政令、法律から変更されます。生産地表示は、添加物表示は消えてなくなり、日本語以外に英語が公用語になるとさえまで言われております。何よりも2000年以上にわたり築いてきた日本文化が根底から覆されることは明らかであります。このように加盟してしまえば、日本の意思で撤退することができないのがTPP交渉の実態であります。そのような大きな問題をはらむ観点から、我が町として、TPPが実際にどのような影響があると考えられているのか、以上大きく2件、細部

4件について、当局の姿勢を質すものであります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。今日から一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

1点目、原発災害対策の現況と、その対策についての(1)、東京電力や国に対する補償、賠償の進捗状況はについてのご質問でございますが、東京電力に対する川俣町分の主な補償、賠償の10月末現在の状況につきまして、まず、東京電力によりますと、避難生活等による精神的損害に対する賠償の月額10万円の個人分につきましては、仮払いを含まない第1期から第5期の延べ数といたしまして、請求件数が約2,100件、支払件数が約1,500件と71%の進捗状況であり、支払額は18億600万円となっております。また、建物先行払いの財務性につきまして、10月末の状況といたしまして、請求並びに支払件数が約140件、支払額が約4億2,200万円となっております。更に、昨年12月の原子力損害の判定等に関する中間指針の第2次追補による自主避難等への賠償につきまして、11月2日現在の状況であります。請求並びに支払件数が約1万4,000件、支払額が約23億2,800万円となっております。商工業者への賠償の11月8日現在の状況であります。請求件数が約950件、支払件数が約700件となっており、約73%の進捗率で、支払額は約31億7,800万円となっております。また、農業者等への賠償の10末日現在の状況であります。農協への請求分を除き、95件、支払件数が72件となっており、進捗率は約76%で、支払額は約3,400万円となっております。更に、賠償にかかる相談状況としまして、原子力損害賠償支援機構への相談件数等であります。8月末日現在で200名の方から471件の相談を受けております。その内訳ですが、生活費増加分、避難費用92件、財物価値の損失、減少78件、生活全般72件、請求手続き、支払い関係57件、営業損害55件、政府、東電の取り組み姿勢31件、精神的損害24件、生命、身体的損害18件、自主的避難16件、就労不能等に伴う損害12件、一時立入り7件、除染費用7件、損害賠償2件となっております。以上が主な賠償の進捗状況であります。賠償にかかる課題といたしまして、議会で要請しております建物の修復費用等にかかる先行払いにおける固定資産課税台帳等を利用した対応について、町といたしましても、国、東京電力に対して、要請をしているところであります。

次に、(2)、国による農地、山林の除染計画の見通しはについてのご質問でございます。国による山木屋地区の除染につきましては、すべての農地と住居等の近隣の森林を平成25年度末までに実施する予定となっております。しかしながら、農地の除染については、平成24年9月に復興庁、農林水産省及び環境省で策定しました原子力発電所の事故による避難地域にかかる期間支援及び地域再生のための農林水産業再生プランを踏まえ、農業生産を再開できる条件を回復させるという点に配慮する考えの基、具体的な方法を検討している段階であります。また、住居等

の近隣以外の箇所の森林の対応については、蓄積されている技術的知見を踏まえながら、今後、関係省庁と連携し、有識者を交えて検討を行っていく予定であるとしております。いずれにせよ山木屋地区の除染につきましては、来年の雪解けごろ3月から本格的な除染が始まりますので、町といたしましても国に対し、本格除染が開始されるまでに早急に検討し、除染の体制を整えるよう求めてまいります。

次に、(3)、避難区域再編の考え方とその見直しはについてのご質問でございますが、避難区域の見直しの考え方につきましては、住民の安全、安心の確保を図りつつ、議員ご承知のとおり、航空機モニタリング結果を平成24年3月31日時点で修正しました線量データに基づきまして、年間追加被ばく線量が50ミリシーベルトを超える区域を帰還困難区域、20ミリシーベルト以上50ミリシーベルト以下の区域を居住制限区域、20ミリシーベルト未満の区域を避難解除準備区域の3つの区域に見直すものであります。この基準の平成24年3月31日時点における年間追加被ばく線量によりますと、山木屋地区は年間20ミリから50ミリ未満の居住制限区域と年間20ミリ未満の避難指示解除準備区域の2つの区域になるものと考えられます。この避難区域の見直しがなされても、引き続き住民の皆様への避難は続くこととなりますが、見直しを行うことによりインフラ復旧、雇用対策など、復旧、復興のための支援策を迅速に実施することが可能となります。特に避難指示解除準備区域につきましては、住民の皆さんの一時帰宅、警察、金融機関、ガソリンスタンドなど、復旧、復興に不可欠な事業の再開、製造業などの居住者を対象としない事業の再開、除染の状況を踏まえながらの営農の再開、復旧、復興に向けた機材の補修、修繕や荷物の運搬、帰宅等の修繕工事など、電気、ガス、水道などの日常生活に必要な必須なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスが、おおむね復旧することが可能となります。また、居住制限区域では、住民の一時帰宅、インフラ整備、特例的な事業の再開などが可能となるなど、区域の見直しについていしましては住民の一日でも早い帰還を目指すことを目的としていると理解しております。区域見直しの時期などの判断は住民説明会を経て、住民の意見や議会の意見を伺ってからとなりますが、ただいま申し上げましたとおり、区域見直しを行うことで、今までの立ち入り制限が緩和され、将来の帰還に向けた準備作業が可能となるものでありますので、できるだけ早い時期において説明会を開催し、理解をいただきながら避難区域の再編を行うことが必要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目のTPP実施による町産業、経済への影響は農業のみならず、医療、福祉などあらゆる分野に大きな影響を及ぼすと予想されるが、町の見直しはについてのご質問でございますが、TPPにつきましては議員ご承知のとおり、太平洋周辺の国々の間で、人、物、サービス、金融の移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定と認識しております。国ではTPPへの参加と農林漁業の再生や食料自給率向上等の両立を図る基本方針を決めましたが、それに基づく具体的な実効策やTPPによる影響を考慮しておらず、その実現可能性には疑問がありますし、基幹産

業であります農林業が衰退するなど、町を取り巻く環境が極めて厳しい中において、T P P参加によって一層深刻な状況となることが懸念されるところであります。また、議員お質しのとおり、農業のみならず、医療、福祉関係におきましても、株式会社の医療機関経営の参入を通じた患者の不利益の拡大、医師、看護師、患者の国際的な医療により、医師不足、医師偏在に拍車がかかり、更に地域医療が悪化してしまうなどの弊害が予想されます。特に医療関係においては、公的医療保険診療と保険外診療の全額自己負担の組み合わせ、いわゆる混合診療の解禁により、前向きなガン患者の方が先進医療や新薬の投与が受けられるなど、ニーズに合った医療が受けられるメリットなどについて言われておりますが、一方におきまして、高所得患者しか受けられない保険外診療が拡大し、公的医療保険制度により、国民すべてが公平に医療の提供を受けていた保険制度の維持困難、制度崩壊が懸念されます。このようにT P Pにつきましても、地域経済、社会全体に大きな打撃を与えることは明白と考えておりますが、まだ、具体的な内容の枠組みなどどうなるのか情報の開示がない現状でありますので、今後の推移を注意しながら国に強く主張していきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） T P Pについて、まずお尋ねします。今、町長の答弁を聞いていますと、このT P Pについて町は非常に甚大な影響があるというふうに見て間違いないですね。つまり、T P Pに対しては否定的だということ間違いないですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

T P Pにつきましても、全国町村会でも地方の農業政策やなんか全然崩壊してしまうというような基において、町村会としても反対の表明をしているところでございますので、私どもについても、このような立場に立っております。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 町村会はともあれ、川俣町の町長として、じゃ具体的にどのような意思表示をしますか、反対の行動を。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

川俣町といたしましては、国、県、そして国のほうのほうですね、各全国の仲間と一緒にこのT P P問題は川俣だけの問題ではありませんので、大きな国、国際上の問題でありますから、一緒になって地域経済、地域農業を守るためのこの活動をやっていく、そのような考えであります。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 要するに今、いろんな経済界を中心になんか農業問題だけに問題をすり替えているところがいっぱいあるんですよ。ましてや環太平洋というと10か国しかないわけがないわけですから。しかも、中国も韓国も入っていないことは、正にこれまでが1974年の宮沢、クリントン会談から始まったよう

に、ずうっとアメリカの民事開国要望書の押し付けの集大成だと言われているんですね。だから、オバマ政権は要するにアメリカの雇用対策のために、市場開放するために、このTPPをやっているとはっきり言っているわけですから。これはね町長しっかりとした形で反対していかないと、これいっぺんにつぶされますよ、川俣なんか。これはきちんとやっていくということなので、それはそれで見届けたいというふうに思っています。

まず、そのこれまでの東電の賠償の現状であります。今、7月20日の国による賠償基準の考え方、いわゆる固定資産税の基準として考えるわけですね。7月24日の東京電力が発表した仮払いの賠償のことで、今、未登記で約7割の方が支払われないということで、今、議論になっているわけですよ。これまで東電が5回、議会としては交渉を続けております。その中で課税対象となっている物件が、山木屋地区では2,446棟あるんだと。その中の恐らく件数で言えばもっとも低い数字になるでしょう。恐らく世帯数でそのぐらいだから、だから問題はこの基準を作った話し合いの経過というのは、6月9日の12市町村会議だというふうに報じられております。川俣は、この6月9日の会議に参加しておりますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 参加をしております。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） その会議の中で、当初双葉8町村と、これは中間貯蔵施設の問題もあるからだと思うんですが、双葉8町村の協議の中でおおむねの合意をして、あと飯館、南相馬、田村、川俣は報告だけ受けているという形だというふうに一般的な報道されておりますが、間違いございませんか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

報告だけじゃなくて、その内容等について、考え方についての意見も求められておりますので、財物補償については、いわゆる議会からもみんなのお申し出を受けておりました、当時はですね。ですから、固定資産税の評価額等についても、現状についての評価よりも上の数字を見直しをするというようなことについての意見も申し述べさせていただきまし、また、とにかく早く財物補償についても姿勢を決めてやるべきだというようなことについても申し述べさせていただいたと思っておりますが、少しは話をする時間あったかとは思っております。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） その中で当然仮払いということは本払いもあるわけですから、合意書の話と代位の話は出てますか、民法422条のいわゆる土地の所有権の定義の問題については話ありましたか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） そのことについては、ちょっと記憶にございません。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　まとめて説明しますが、要するに6月9日のときは、恐らく具体的な中身について報道されたわけではありませんが、広野町と川内村は既に見直しを済んでおりますから、賠償の話はどうなっているのか、それは私は分かりません。しかし、双葉4町については、是が非でも時間を調節する関係もあるので、具体的な話が進んだことは間違いがないです。これは今、一括賠償の話です。そのことが、今、隣の浪江町で起こっているわけです。山木屋のすぐ隣の羽附ね線量も比較的低いよね。そういう中で羽附の地区と上津島約50戸が、帰還困難区域に指定されたと。これは国が認めたそうです。復興庁のどなたか分かりませんが。ということは、その中で問題になっているのは、一括賠償5年間取った場合は、要するに民法422条の第1ということで、東電に所有権が発生する問題がある。あともう一方では、当然払うほうは、そんな簡単に支払いしませんから。必ずこれ以上賠償請求しませんという合意書を取る手はずになっているはずですが。このことで今、もめておまして、恐らくこれはどこの町村でも、これはつきまとう話なんだと思うんですが、川俣町として情報はまず、得ているか得ていないか。

○議長（新関善三君）　答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君）　質問に答弁申し上げます。

所有権移転のことにつきましては、話は伺ってございません。

○議長（新関善三君）　6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　町長いいですか、要はですね、今、各12市町村がばらばらの形で国も東電も交渉をしているわけですよ。当然のように地域分断するのが一番良いわけですから、彼らにとっては東電も国も。だから、12市町村のうち、5箇所は既に区域見直しをしたわけですよ。区域の話はまた別の話でやりますけど。一番の問題は、川俣にとっても他町村の情報を全くつかんでいないことが私は問題だと思うんですよ。ね、副町長。だから、少なくとも他の町村が今、どういう状況になっているのかは、きちんとやっぱり情報として持つべきだと思いますよ。なぜかと言うと、これは本賠償に向けての合意書の問題、ひとつ大きな問題ですよ。あとは一括払いにしても同じことです。これも必ず合意書を取ることにしているというふうに東電は言っております。今、矛先を変えてきています。5年間だけなんですよ。そんなばかなことは法律的に通用するわけじゃないわけですよ。これ以上他の市町村のことはやりませんが、もう一方では、今、賠償の時効の問題がつぶさにささやかれています。この損害賠償の時効については、どういう見識をお持ちですか。

○議長（新関善三君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君）　質問に答弁を申し上げます。

時効につきましては、当然、民法上、そのようになってございますので、時効ということになるわけですが、東京電力さんのほうからいろいろとお話しを伺っている経過がございますが、あくまでも時効の3年以内に裁判に提訴した場合については、提訴期間中は時効の進行が止まるというのが、1つございます。

2つ目としましては、東京電力が被害者に対しまして、ちゃんとした周知をして、そのような形で時効にならないような形の周知を行うということが、やはり言われてございます。

3つ目としては、東京電力としては、そのような乱用はしないというような方向で今、進めているというような報告はいただいておりますので、そのような形で皆様の方に情報提供、いろんな形で時効ということについては、ならないような方向で町ではしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今、課長の言った話は、これ希望的観測なんですよ。民法の724条では、明らかに時効なんです。今度の原子力賠償補償法、原賠法にしても、原子力災害対策特別措置法にしても、すべて法整備はされておられません。本来この3年間で時効というのはもうおかしいという話があるんですけど、おかしかりうが何だろうが、我が国は法治国家ですから、法律的にはそうなっております。いろんな弁護士もいろんな話ししますけど、それはその人たちの希望の観測の話であって、現状はそうではありません。だから、下河辺会長は、なんとか法整備してくれというふうに確か言っているはずですよ。そこで町長にお尋ねします。とりあえず過去5回、我が町議会は東京電力と交渉しておりましたが、どうも東京電力は憲法を守らないという会社でありますから、民法は守っても憲法は守らない。議会とは話をしないというふうな通達が最近来まして。今、議会のほうから確認をしているところでありますけど、町長もご存じのとおり、我が国憲法93条は、そのような規定はしておられません。よって、住民の代表機関は、議会以外に存在しないということは、明らかに憲法及び地方自治法で明記されているわけです。したがって、東電が何を言おうと、いわゆる時効の問題は、これ重要なんですよ。というのは、仮に裁判に訴える場合、最低でも6か月から7か月の準備期間が必要になるわけです。そうすると、遅くとも来年の8月、9月ころまでには、その一定の準備をしておかないと、急に裁判所に行って受付に行って、5時までは大丈夫ですよというわけにはいかないわけですね。まして財物請求になれば、1億円の人は30万円、10億円請求する人は300万円の印紙代がかかるというのが、手続上の制度になっております。そういう意味でこの時効については極めて重要な部分なのでありますから、とりあえず今、東電の広瀬君は、社長ね、行政長としか話をしないとかと寝ぼけたことを言っているようですが、これは彼の言っていることは言っていることで、行政長としては、これ川俣町長は、古川道郎、あなたが行政長の責任者ですから、即その法整備も含めた対策も私は取るべきだと思いますよ。そうでなかったら、あらゆる情報とか知らない人は、とき既に遅しという感は否めないわけですよ。この点についていかがですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

時効の問題でありますけど、ただいま課長の方からも説明がありましたとおり、対

応はしないというような、時効の決めていないということで我々は臨んでおります。そんなことで、これからも臨んでいく考えであります。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 町長の決意を聞いてもしょうがない。要するに今日は前回と違って、県が国がと言わなかったから、最近前進したなどは思っているんですが、川俣の町長なんですからね。要するに避難してもしなくとも1万4,000なにかしの方は、あらゆる面で被害を精神的にも経済的にも被っているということに関しては、これ紛れもない事実であります。したがって、これ法律上、制度上、地方自治法の第1条を読むまでなく、これ役所としたってやらなければならないことですよ。まして地方公務員の第31条の規定によっても、私は憲法を守り、かつ尊重し擁護し、全力をもって住民福祉のために取り組まなければならないというふうに書いてあるわけです。だから、これ町としてとりあえず短期、中期で考えれば、短期の分ですよ、この3年の法整備というのは。これ東電の下河辺君、会長でさえ、なんとかしてくれとこういそいそと走っているわけですから、これは他の町村長ともお話しできるわけでしょう、町長顔も名前もご存知の方ばかりですから。これは連携してでも、これ急いで法整備のことをやらないと、本当に時効になってしまいますよ。今の制度でいって、東京電力が一応民法472条のことで時効ですと言われれば、それで全部終わりです、残念ながら。これほとんど知らされていないんですよ。これ住民に告知も含めてね、町として全力に私は取り組むべきなんだと私は思うんですよ。これについていかがですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、6番 菅野清一議員からお質しあります時効の問題でありますけども、議員お質しのおりでありますので、町といたしましても、全力でこのことについての法整備について国に強く求めてまいる考えであります。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） つまりね、この相手がでかいということもあるんですが、この6月9日の12市町村の話だって、最初から川俣町は蚊帳の外ですよ。事後報告を受けただけです。それで、その後はほとんど双葉8町村の会議でさえ、本当は知事を交えて双葉8町と一緒に協議するということがあったんですが、大熊も富岡も檜葉も、国は直接入っていくから、双葉の町長は怒り狂ったわけですよ。これ当たり前前の話です。今回だって、町長は怒っていいはずなんです、あなたは。だって、自分の町の住民の財産権の侵害ですから、明らかにこれ法的違法行為ですよ。ここでいわゆる時効を持ち出すこと自体。だから、これきちんと今、選挙が行われているわけですから、いずれどういう内閣ができるか分かりませんが、一番最初に法整備をしなくてはならないことなんだなというふうに思っています。これ急いでやっていただきたいというふうに思います。これ賠償問題は原発だけでなく、津波も全部そうなんです。すべて住民の方が置き去りになったような法体系になっているから、こういう問題をはらんでくるというのは、今までの歴史が証明しているわ

けでありますから、是非今の3倍も4倍も大きな声でそういうことをやっていただいて、きちんと形にさせていただきたいというふうに思っています。賠償についての考え方や基準について、町は今、国なり東電とどういう直接的な交渉の場を持っていますか。持っていなかったらいいです。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

賠償の方の交渉につきましては、持ってございません。これから議員にもいろいろとお話しもいただいておりますので、町と議員の方と協議会等を立ち上げて、賠償等については申し上げていくというような方向で今、進めているところであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 一番の問題は、行政当局にその賠償の交渉の窓口がないということなんですよね。だから、要するに本賠償における合意書の内容、一括賠償の場合はこうだと、あらゆるシミュレーションが本来なければならぬわけですね。それが無いところに非常にこの行政の脆弱さを私は感じざるを得ないわけです。そういう中で、民間はいろんな弁護士が入っておりますよ、山木屋地区にも。で、近々提訴するというところで、地域挙げて30数人、約100億円ということで新聞には載っておりますけど、これらの行動に対して、町長はどのような評価をなさいますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員から何度となくお質しありますとおり、この補償、賠償については一向に進んでいないのが現状だということであって、一方では民法で規定している3年間という時効、これがまた前面に大きく出てきている。そういったことからの不安がですね住民の皆さんにもあるのではないのかなと、そのように思っております。また、私どもといたしましては、そのようなことを考えますと、補償、賠償については、とにかく速やかに現場に入って、その声を聞いて対応していくべきだということの要望は出しておりますし、また、ただいま答弁申し上げましたが、この民法で規定している3年間について、この原子力損害賠償について廃炉が30年もかかるというようなことであります。そしてまた、今だって避難を強いられております。そんなことから言えば、一方では時効だから、これだめだということが通るのでしょうか。私はそんなことはないということでは訴えているところでございますが、更にまた、そのようなことで訴えてまいりたいと思っておりますが、皆さんが本当に不安を持って、これからの生活再建に向けた取り組みをしていくということでありますから、そういった気持ちも私は大切にしたいと思っております。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これは認識をきちんと改めていただいて、住民の利益の損失を町長が守るという点で行動していただきたいというふうに思うし、これから60人、

70人でやる、そして50人、100人と訴訟団が作られ、東電に賠償することになると思います。そういう意味では、是非町長には原告団の団長となっていただいて、住民の要するに利益を守る先頭に立っていただきたいというふうに、まず、要望をしておきます。いますぐできないと思いますが。

あとその時間がありませんから、区域再編と除染についてお尋ねします。まず、町長は区域再編できますと簡単に言葉にしますが、1から20、20から50、50以上と区域再編のいわゆる基礎になっている緊急時の定義とは何ですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

緊急時の定義でございますが、これは原子力災害特別措置法に基づく緊急措置とというようなことで、敷地、境界のところでは1つの基準としては500ベクレル以上に空間線量があった場合には、緊急措置を取るとというようなことで、総理大臣が指示をするというようなことで避難というような形になったということによって理解しております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君

○6番（菅野清一君） 上がった場合じゃなくて、上がる予想だからやるんですね。

ここに東電が出した申請書があります。平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から3号機3プラントにおいて、外部電源が故障、停止、これにより2及び3号機すべての交流電源が喪失したことから、午後3時42分に原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき、特定事象が発生したと判断し、第1次緊急時体制を発令し、その後、1号機及び2号機の非常用炉芯冷却装置について注水流量の確認ができないので、念のため午後4時36分に原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づき、特定事象が発生したと判断したと。これはどういうふうになるかということ、第6条、政令第6条で、法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係機関、都道府県知事が、その区域内に設置した放射性測定値であって、法第11条第1項の放射性測定機の性能に相当する性能を有するものということ、(1)として、原子力発電所の敷地と一般の敷地の間に8箇所のモニタリングポストがあって、1時間500マイクロシーベルト/アワーを越すのは緊急時だと定義したんですね。今現在、いくつですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

モニタリングポスト8か所ございますが、北側の方からナンバー1ということでぶってございます。ナンバー1の方が3.4、ナンバー2の方が6.0、ナンバー3の方が7.1、ナンバー4が6.7、ナンバー5が6.7、ナンバー6が3.3、ナンバー7が7.5、ナンバー8が4.9ということになってございます。これについては、町の方には東京電力の方から10分おきにデータが変わってきているということで、町の方でも確認をしているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 全部足しても500マイクロというのには、はるかに及ばない。つまり何が東電が国がうそをつこうとしても、500マイクロシーベルトの緊急時は、もう存在しないんですよ。したがって、20から50は制限だとか、1から20は準備区域だなどということ自体が、もう存在しないということなんですよ明らかに、法律的に。ただ、そうすると、追加線量が1ミリシーベルトということで全部賠償をしなければならなくなるから、国はやらないというだけの話です。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○6番（菅野清一君） 銭の話だけです。これきちんとこれ町長、これ国の方に確認してくださいよ。で、国はいろんなことのでたらめな文書私もいっぱいございますけど、これ全部歪曲したものです。こんなでたらめを聞いていたら、すべて賠償も除染も全部大幅に狂ってくるんですよ、町長。その辺はきちんとしていただきたいというふうに思います。だから、区域見直しとか、解除なんかよりも、まず、そっこの国の基準をもっときちんと見直せと言いつ返してやりたいのは、まず、1つです。

であと時間がないので、先ほど申しました昆虫の被害、その昆虫を食べた鳥はほとんど飛べなくなっていると、まず。これはいっぱい出てます。うさぎの問題も去年コオロギ500匹全部障がいあったそうです、浜通りの方でね。つまり北海道大学のことについては、これネットでも出てますので、あと12月1日については、私どこのテレビ局で放送したのか私見ていないので、いろんなところから連絡がありましたので、セイダカアワダチソウの変形とかカメムシの変形とか出てると。これは出て当たり前だと私は思うんですよ。要するにチェルノブイリの場合は、格納容器なかったわけですから。圧力容器そのものが風で吹っ飛んだわけですね。あそこは鉛でできた原子炉ですから。日本の場合は、圧力にそこで5,000度に上がって、そこで4,860度のモリブデンまで溶解したというデータが茨城県の筑波研究所から出てます。ということは5,000度超えたということは、その中にコバルト60が3,000万キロ以上発生したのではないかと。それもすべて出たということですから、いわゆる放射性物質の総合デパートと言われるくらい、福島県は放射性物質の量がとっても多かったということです。ましてストロンチウムなんかそんなに簡単に計算できないわけですから。山木屋もプルトニウムを2回も検出しています。数値は報告されていませんけど、検査したそうです。オーストリアのウィーンで。つまりそういうデータが既にあちこちで実際出ているんですよ。ところが町当局でそれを知らないということは、私非常に重要な問題だと思うので、今後のこともあるので、この昆虫の生態系については一応きちんと確認をしておいていただきたいなと思っております。

あともう1つは、その山木屋の農地除染のことです。農地除染の仮置き場がなく、仮々置き場で地元で対応していただきたいという話があったそうですが、それはおかしい話ではないでしょうか。環境省や農水省では、私どもで責任をも

って除染しますからと、当然、去年の11月以降3月の日には忘れましたが、集めたときも国はそういう説明をしたはずであります。なぜそうなったのか、そして、その場合、その仮置き場も当然、使用料が発生するのかどうか。あと3年間経過した以降は、どのような賠償を住民にするのか、この4点についてお尋ねします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の件でございますが、これにつきましては、今回、山木屋の全体的な農地除染、又は宅地の除染について、いろいろ検討してきた経過がございまして、今回、山木屋の方についてはいろいろと農地除染については町長の答弁もありましたけれども、いろんなプランに基づいて、今後、検討していくような内容であります。先日、8日でございますけれども、説明会等が開催をされました。その折、環境省の方からすべて農地除染については表土剥ぎ取りを行うというような方針も打ち出された経過がございまして、そうしますと、必然と面積等も足りなくなつたということで理解をしてございまして、環境省の方でももちろん地域の中でいろいろと探して、環境省が自らやはり仮置き場について探すというのは当たり前でありますけれども、その前段として、やはり町、又は地域の方にもやはりご協力をいただかないとなかなか進まないというようなことで、町、又は環境省の方からいろいろ提案をさせていただいて、仮置き場について地域内の方でいろいろご配慮を賜りたいということでの中身になったということで理解をしてございます。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 賃借料等については、仮置き場については賃借料は出るけれども、仮置き場については出ないということになってございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） これで質問を終了します。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は11時15分再開いたします。

（午前11時01分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 一般質問を続けます。

3番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 3番 高橋真一郎でございます。私は、先に通告した細部3点について質問をいたします。

住宅除染が冬期に入り作業の遅れが心配される中、春先から始めました農地の除染が最終の作業に入っております。その中で私は、農家から寄せられました疑問や心配事の中から次の項目を質問いたします。

大きく1点、農地除染の成果を問うであります。

細部1点、次年度も継続して農地除染を実施すべきと思うがどうか。

2点目、10月に回収した土壌検査はどこまで進んだのか。また、中間報告はあるのか。

3番、ゼオライト、カリ等の資材代金が合わなくなった場合、不足分は町が負担するのかであります。

以上、3点について質問をいたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 3番 高橋真一郎議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、農地除染の成果を問うの(1)、次年度も継続して農地除染を実施すべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、現在、実施しております農地の除染は、日常生活及び農業の生産活動で日々立ち入らなければならない環境において、外部被曝を可能な限り引き下げることや作物に放射性物質が吸着しないことを抑制し、安全な農作物を提供できるようにすることを目的とし、農家の方々にお願いをした事業であります。したがって、今年度何らかの理由により作付けができなかった農地において、農地除染の目的に適合しているところにつきましては、平成25年度実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)、10月に回収した土壌検査はどこまで進んだのか。また、中間報告はあるのかについてのご質問でございますが、農地除染の際に、各生産者に採取していただいた土壌につきましては、平成24年9月26日から10月10日までの間で回収を終えており、回収しました土壌については、現在、町で委託した検査業者において、放射性物質の測定及び土壌の検査を実施いたしております。土壌の回収検体数は5,333検体で、うち2,560の検体が検査を終了しており、現時点において進捗率は約50%であるとの報告を受けております。今後の予定といたしましては、農地除染を実施いただいている生産者の皆様に2回目の土壌の採取をお願いし、明年1月中旬に回収を実施する予定で進めております。なお、中間報告など各農家へのお知らせにつきましては、2回目の検体の回収及び検査がすべて終了するまでに検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)、ゼオライト、カリ等の資材代金が合わなくなった場合、不足分は町が負担するのかについてのご質問でございますが、契約時に契約面積に対応した資材数量として、10アール当たり春の作業分として、ゼオライト200キログラム、ケイ酸カリ20キログラム、塩化カリ10キログラムを散布し、秋作業分として、ケイ酸カリ20キログラム、塩化カリ10キログラムを散布し、それぞれ深耕作業を実施いただくようにご説明申し上げ、ご理解をいただきながら除染作業を実施していただいたところであり、これまでにも契約者の方からの問い合わせがあった場合には個々に対応してまいりましたので、議員お質しのような資材の過不足につきましても、個々に相談をいただき、内容について検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 何点か質問させていただきます。農地の除染春先からやっていただいて、かなりの効果はあったかと思えますけど、そして、この秋のでき秋に100ベクレルを超える米が生産されてしまいました。昨年度もその水田からはかなりの高い放射性が検出された水田かと思えますけども、なぜこのように昨年度も高い米が出た中で、また、除染をやらなくて出てしまったというようなことで、なぜ町の方で除染をやらなかったということになってしまったのか質問させていただきます。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 町の方でも一応各農家、生産農家、農協と協議をいたしまして、通知をお出ししました。ただ、その中で私どもの方でそれぞれのチェックをいたしましたけれども、ご本人様からの申し出がなかったところにつきましては、町としては把握できなかったという、結果といたしまして、そのような形で今回のような生産農家の方が除染という作業をできなかったということでございますので、その点だけは申し訳なく思っておりますけども、町として把握できなかったのは、やはりご本人様からの申し出がなかったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） まあ、これ昨年度はその地区でその1件だけじゃなく多くの線量を超えたやつ、200ベクレルを超えている米が生産された地域だったんです。それで、なぜだから追跡調査と言いますか、このような作付けする水田に関しては、町としてすべてをやるというふうな追跡調査はしなかったんでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

追跡調査ということでございますが、先ほども申しましたとおりに、町といたしましては、高い地区全員の水田とか作付けしたことに対しての追跡調査は、個別的にはやりませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 昨年度高レベルの放射性物質が検出された水田であれば、今年度、昨年度は200なら200、今年度は50以下になったら50以下になったというふうに除染後のベクレル検査まですべきだったと思えますけども、その辺はどうですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えします。

あの高いところの値が出たやつ、各地点としてまして、昨年度に土壤のベクレルの調査はやって、高い地域に関しては、私らの方で何十軒かは調査いたしました。ただ、それをやった結果はございますけども、その後の調査といたしましては、皆様の方から今回、土壤のあれを上げていただいております。それに基づいて基本的

には今回の除染作業をやっていただいたことに関する土壌についての調査というもので代えさせてできると考えておりましたので、その前の調査は町としての単独の調査はやりませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 川俣町は安心、安全の町をうたってやっておりますけど、食品の安全というのが一番大切なんですよ。それで、昨年度出た水田から今年度どのくらいの値が出たと。除染をした結果、低く出たというような検査上というか、安心、安全をうたうためにはそれも必要だったんじゃないかと思うんですけども、まだ、各農家にはその水田から穫った俵の米はあるんだと思いますけども、それを検査する気持ちはありますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問でございますが、今回、放射性物質が高く出た水田等の土壌についてということでございますが、例えば今回、高い値が出た段階で、私の方で採取していただきたいということでサンプルを取って、現在は測定をするようになっております。ただ当然、今後その分に関しましても除染という作業というものはやっていただけるような形で町としては考えを進めさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これは土壌の検査のことを言ったわけではなかったもので、生産された米の検査です。昨年度200出た、そして、今年はいくらですというような農地の除染をした結果を分かるような形で検査する気持ちはないのかどうかを聞きたかったわけです。水稻の方の米の検査です。米の検査、まあ全袋検査はやっておりますけれども、その各昨年度出た水田の米の検査ですね、それをやる気持ちがあるかどうかです。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問でございますが、高いレベル昨年度出たところの米の線量の高さだと思いますけれども、やはりこれは現在、春先に皆さんにやっていただきました除染作業と、それを比較して今回、全袋検査をやっておりますので、基本的に全袋検査で各農家の作っていただいた米が全部上がってくるものと考えておりますので、それに代えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） それだけでは、この除染の効果というのが現れてないんじゃないかと思うんですよ。昨年度高く出たから、今年除染をやったから、このくらいの50以下になったというような結果が出なければ、効果として見られないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

昨年、米の検査は、原子力災害対策課の検査センターの方で実施をさせていただいた経過がございまして、そのデータについては、私の方で今、いただいている経過がございまして、そういう部分でありまして、今回、議員お質しの中身等について、まず、検討をさせていただいて、どういう地域にどうだということのデータも全部いただいておりますので、そういう部分で今回、24年度産の米等の状況も併せてよく産業課の方とも調整して実施するというようなことも併せて検討してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非やっていただいて、川俣町の米は大丈夫だというような姿に持って行っていただきたいと思います。あとかなり除染をして、カリの効果は上がったと思います。それで、最終的に秋のカリの散布で最終的な作業が終了ということでございますけれども、次年度もこのカリの効果、霊山町でカリの試験をやったところで、かなりのカリの効果はあるということでございますので、次年度もカリの散布だけでもやるべきだと思いますけれども、その辺どう考えておりますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度実施しました一応川俣方式と言われます除染の方法でございますが、これは春という分、プラス秋分のカリをやりまして、丁寧に除染作業をやるという目的の基にやったわけでございまして、今年度で実績的には十二分に議員ご指摘のとおり、今年度をやらなくとも、改めて上げられると考えておまして、このような方式を取らせていただきましたので、来年度に関しましてのカリの散布に関しては、一応今のところ県の方にも再度確認をいたしますけれども、今の段階の計画ではやりませんということで考えております。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） カリの効果は大きいというように試験結果でも出ているんですよね。来年はまあ秋の散布で大丈夫かなと思いますけれども、再来年になって出た場合はどうするんですか。もし、来年度の再度お聞きします。来年度もやってください。お願いします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

来年度のこととございますけれども、当面、春先に皆様からのご質問にもありますように、土壌を集めさせていただいております。その土壌の調査、この次2回目の回収をします。そうすると、前後の対比ができますので、まず、土壌に関してどのぐらいの除染と言いましても、抑制の吸着効果はあるのかと、吸着効果は今回の全袋検査を見ますと、昨年度よりもかなりの数値で下がってございます。来年、あるいは再来年、これは当然、今後のその状況に関しては、ある程度町の方ではきちっと調べる追跡調査はやっていかなくちゃならないと思いますので、そういったもののデータを総合的にやはり考えながら検討してまいりたいと思いますので、よろ

しくご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 土壌検査をやらなければ分からない。では、土壌検査どのぐらいの数値が出ておりますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

先ほど町長の方から答弁していただきましたとおりに、現在のところは5,333検体収めまして、そのうち2,560検体やっております。それで内容等に関しましては、まだ、現在、中間の段階です。ですので、各地区のやつが全部集まってくるわけではないので、なんとも内容に関しては申し訳ございません。詳細については、まだ、確認をしておりません。ただ、上がってきたデータの中で、5,000ベクレル以上超えるものに関しましては31点ございました。あと1万ベクレルを超えるものに関しましては5点、これが検出されております。地区的にはおおむね小綱木、大綱木、羽田、秋山方面がおおむね大体終了しているような状況でございます。以上、報告とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 中間的な数値は出てたんですよね、これね。2回目の検体というようなことでございます。私通告しておりましたので、どのくらいのレベルが1万ベクレルが5点、あと5,000ベクレル超えているものが31点ということで、どのくらいのレベルと言いますか、昨年度出た土壌はどのくらいのレベルだったんでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答え申し上げます。

昨年度の全部測ったところと、今回のやつ申し訳ございません、まだ回収はしておりませんので、その対比した数値はちょっとここでは分かりませんが、今回やりましたところで一番高かったところは1万7,110ベクレルでございます。これが今の現時点で私の方でいただいている資料の中では、一番高い数値でございます。ですから、今回5,333検体ございますが、これが全部やった段階ですと地区別、あるいはそういったもので総合的なものをご報告できるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今、ちょっと資料を持ち合わせてございませんでしたので、申し訳ございません。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これ大切なことなんですよ。いろいろと、どのくらいの線量でいくらかのやつという農地の除染に関しては、これ大切なことなんですけれども、分かりませんか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） それでは今のご質問でございますけれども、ただ、今はちょっと手持ちの方に昨年度の分がございません。今年度来たものと昨年度のやつが間

違いなく同じところをやっておれば比較できると思いますけれども、ちょっとお時間をいただかないと昨年度の分と今年度の分と、昨年度の分だけでしたら大至急調べてお知らせするようにいたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 別に今回出た、昨年度大きく出た水田のベクレル数、データといえますか、数値はどのくらいあったのかという、まあ細かいところはいいですから大ざっぱなところで分かりませんか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 申し訳ございません。ただいまの件ですけれども、ちょっとお時間いただければ大至急調べてまいりますけれども、今はちょっと資料を持ち合わせておりませんので、お答えできませんので、申し訳ございません。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 資料を後でいただきたいと思います。これは終わりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。3番目でございますけれども、町としては面積ごとにゼオライト、カリ等の資材代のやつは間違いないとは思いますが、春先の繁忙期の中でゼオライト、計算が合わないとか。合わないはずなんですよね、私どう考えても。というのは不足分を私取りに行ったときにですね、不足分取りにいったとき私の不足分は5個くらいかなと思って自分では計算していたんです。ところが、そしたらばかなり大きな量のゼオライトが配布になりましてね、私も今あたり困っているんですよ。だから、この質問したわけでございますけれども、農協にはゼオライトの支払い等はやったんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 資材に関しましては、皆さんの農家の方々の方に前払いやっておりますので、その分と同じ数量として農協さんの方に支払いはやっております。ただ、もちろん議員ご指摘のとおり、面積、あるいはそういったもので、それも水はり、作っている作付け面積ですので、そういうので申請時に間違っている方々も確かにおられましたので、その分に関しても、当然、変更等は今まで受付けをしておりますので、そういう部分に関しての問題はあったかと思えます。ただ、今の段階では農協さんには前払いという形での支払いだけの金額での支払いは終わっております。以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 前払いとしての支払いというようなことでございますけれども、数量の確認はしましたか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

数量に関しましては、私の方の契約面積に合わせました数量と農協さんから出している数量は密に打ち合わせをやりまして、数量等においての間違いはございませ

ん。以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 間違いないと言われれば、何とも私も言いようがないんですけども、農協で仮払いはやったということでございますけれども、本払いのとき、もし不足した場合はどうしますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほどから何度も申しまわっているとおり、あくまでも契約面積に対して、それもあの作付け面積に合わせて契約をし、その契約数に基づきまして農協さんの方に発注し、実際に農家の方々にいただいているので、過不足は基本的に生じないということが前提でございますので、途中で今言ったとおり面積等の変更があれば、当然それは過不足は生じますけれども、基本的にはそのようなことはないと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 間違いないんですか。それなら良いんですけども、ただ、農協で棚卸しやった場合、合わなくなったとき、町の方に合わないですよ、数量が合わないですよと、これは農協の責任になるのかな、役場の責任になるのかな。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

あの農協さんで抱えている材料が多い、少ないということに関しましてはあるかもしれませんが、私たちの方としましては、農家の方がやってくれた契約面積と、その面積に基づく資材、そういったものの整合性はきちっととれておりますということです。その不足分に関しましては、まあ農協さんの方で考えていただくしかないかなと思っておりますので、大変申し訳ございません。答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これ私も困っちゃうんですね。私の契約面積より多いゼオライトを配付されたので、私この質問をしたんですよ。ただでもらってて良いんですかこれ。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えします。

議員の分に関しましては、私の方でも面積等を確認させていただきまして、数量等はチェックいたしました。その分過不足はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 過不足私の分ないというようなことでございますので、じゃ私の勘違いかなというようなことで判断したいと思えます。すべて私の思い違いでこのようなことになったのか、それとも本当だったのかというのは、今のところ置

いておきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は、町民の皆さんから日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、今回、3点について当局の考えを質してまいりたいと思うわけであります。今、正に歴史的な総選挙の最中ではありますが、12月議会というと、いわゆる1941年12月8日のアジア太平洋戦争の開戦から71年を迎えました。戦前の日本がアメリカ、ハワイの真珠湾、当時イギリス領だったマレー半島のコサバルを攻撃し、米英に宣戦布告をして中国との全面戦争に続き、アジア太平洋全域に戦線を拡大した日です。1931年9月の中国東北部への侵略、満州事変から終戦までの15年戦争の結果、310万人以上の日本国民と2,000万人を超すアジアの人々が犠牲になりました。再び殺し殺される国にならないというのが、戦後の再出発に当たっての国民の決意であります。政府の声によって、再び戦争の惨禍が起こることのないことを決意し、これは日本国憲法の全文です。これを受け、憲法第9条で戦争を放棄し、武力は持たないこと、交戦権は認めないことを決めました。戦後67年、この憲法の下で、日本は海外での戦争で1人の外国人も殺さず、日本人が殺されることはありませんでした。ところが、アジア太平洋戦争の開戦から71年にあたる今回の総選挙の中で、見過ごすことのできない動きが起こっております。集団的自衛権の行使や憲法そのものを改定して、自衛隊を国防軍と明記することを持ち出したのです。日本が再び殺し殺される国になるかどうかの正念場です。集団的自衛権の行使とは、日本が攻撃されていなくとも、海外で同盟国であるアメリカの戦争に参加することです。明文改憲であれ、解釈改憲であれ、日本が憲法を踏みにじり、海外の戦争に参加していくのは内外に重大な被害を与え、アジア太平洋戦争の反省に反し、日本国民にとっても、アジアの諸国民にとっても許されません。日本共産党は、戦前の侵略戦争に命がけで反対した党として、憲法改悪のあらゆる企てに反対いたします。改悪ではなく、憲法を守り生かすことこそ重要だと私は考えるものであります。このようなきな臭い臭いがしてくる中での今日の動きであります。こういう点で町当局としては、まず、基本的には国民、町民の命と暮らしを守るという地方自治の原点に立った行政執行を行われるよう要望するものであります。具体的には、まず、第1点として、町民への補償、賠償を東京電力に求めよという問題であります。東京電力の原子力発電所の事故から1年8か月になりますが、川俣町民に対しては、加害者が一方的に決めた1人8万円、18歳未満40万円という見舞金で賠償を終わらせようとしています。全町内の土地、家屋を除染しなければならないほど汚しながら、財物賠償は1円も賠償しない。このような現状を町当局は、どう見ておられるんですか。賠償は民民の問題だということで、当局は住民の精神的苦難を放棄して、行政の役割が果たせるのでしょうか。事故発生してからさかのぼって川俣町民、計画的避難区域以外の人たちに1か月5万円程度の賠償を支払わせるために、行政区長さんの協力を得ながら、全町民分の賠償請求を町がとりまとめて東電に請求すべきだと私

は考えるわけであります。なお、今、東電が1人4万円とか、子どもと妊婦は12万円で、これで打ち切りだなどということが出されておりますが、こんなことで放射線被害の精神的賠償が終わりだなどということは、絶対許すわけにはいかないと
思うわけでありますので、町当局の考え方をお尋ねしたいと思う次第であります。

2つ目の問題は、公共施設に太陽光発電の設置を求めるということです。これは町当局からいくら待っていても、復興の計画が全然出されてこない。まあそういう点で私が考えられる問題としては、まず、原発事故で自然エネルギーの活用が高まっているわけです。原発ゼロを目指している当町としては、自然エネルギーを取り入れたまちづくりを進める必要があると考えるわけです。そのために川俣町のすべての公共施設に太陽光発電を設置して、自然エネルギーの普及を図るべきだと考えるが、町当局はどのように考えておられますか。今、一般の住宅でも少し大きい家ですと10キロ程度の太陽光発電を上げて、十分に稼働しているんですね。だから、学校の屋根だとか公共施設にすべて上げればね相当膨大な発電を確保することができるんです。町の方でコンサルタントやなんか頼んだ結果を見ても、何の効果もないというような報告を私は目にしておりますが、これは小水力だとか太陽光だとか風力だとか、私はこの問題については再三にわたって取り上げて、町当局も検討するということにはなっているんですが、役人の答弁というのは検討するということはやらないということに私は理解しているんですが、現実にはそうなっています。だから、今、この時期に小中学校や公営住宅、公民館などに設置する。また、町が行うということになれば、国の補助金や何かを受けて実施することができるんですね。いろいろ制度的な問題があるかと私は思いますが、だから7~8割の補助をもらってやる問題やら、あと半分ぐらいの補助とかいろいろあると思うんですよ。だから、今、川俣町に金がないわけではないんですね。基金やなんか使っても、当面はまず、それで設置を図るとか何とかという、やはり町民に目に見える形での取り組みを進める考えはないかどうかをお尋ねするわけであります。非常に日本は、自然エネルギーの活用が悪いんですね。技術はありながら、諸外国と比べて全くやる気がないというのが、率直なことなんですよね。原発を動かすために、ほかの発電はしないというのは、政府の今までの姿勢だったわけですから、だから、ドイツやなんかと比べて全く立ち後れている。そういう点で、これらの点について当局として考えてもらいたいし、また、こういう作業に取り組むのであれば、雇用の問題までやはり拡大できると思うんですね。今、残念ながら川俣町の役場では電気に関わる人はほとんどいないわけですから、エネルギー振興公社みたいなのを作ってですね、そこにやっぱり技術者をちゃんと確保して、そして、全町の発電やなんかに取り組みられるような、そういう体制を取っていけば、町の公共施設の電気事業が全然町では手が付けられないなどということも解消されるのではないかと思うので、ましてや今、福島県は15自治体くらいがこの太陽光発電の事業を立ち上げてきているんですね。そういう点でも、町当局の考えを質しておきたいと思う次第であります。

3つ目の問題は、仮置き場の計画を急げという問題です。除染作業を進めるためには仮置き場が必要になりますが、今年度分の仮置き場は確保されたのかどうか。来年度の除染計画では、9町内が除染計画に入ってくるので、仮置き場の確保が大きな問題になると思うんです。旧町内では、仮置き場をもう確保しろと言っても、まず、ほとんど不可能だと思うんですね。近隣町村や町の中での国有林やなんかを使った相当大規模な仮置き場を確保しなければ、町の中の除染がいわゆる前にやった通学路の除染で大騒ぎになったようなことがまた起こってくるんじゃないかと心配するものですから、今から必要な仮置き場の確保をやる計画はできているのかどうか、当局の考え方を質しておきたいと思う次第であります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。
(午前12時00分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 午前中の高橋真一郎君の質問に対して答弁漏れがございますので、当局から答弁について求められておりますので、これを許します。

産業課長。

○産業課長(沢井一雄君) 先ほどの3番 高橋真一郎議員の質問に対しまして資料を持ち合わせておりませんので答弁できませんでしたことお詫び申し上げます。

それでは、23年度米におけます100ベクレルを超える水田の土壌等の調査におけます最大の放射性物質の高い値でございますが、7,010ベクレルが最大でございます。以上、ご報告いたします。

○議長（新関善三君） それでは、遠藤宗弘君の質問に対しまして、当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目の全町民への補償、賠償を東京電力に求めよの全町内の土地、家屋を除染しなければならないほど汚しながら、財物については1円も賠償していない。このような現状を当局はどう認識しているのか。住民の精神的苦難を放置して、行政の役割が果たせるのか。また、行政区長さんの協力を得ながら、全町民に対し1か月5万円程度の賠償を町が取りまとめて、東京電力に請求すべきと考えるかどうかについてのご質問でございますが、9月定例会におきましてもご答弁申し上げますが、基本的に財物賠償につきましては、民と民とのやり取りであると理解しております。しかしながら、損害賠償の中でも精神的損害に関する賠償は、原発事故から起因する放射性物質の拡散により、生活空間等が汚染されていることで苦痛を感じているものでありますので、今春に行われた精神的損害に対する賠償については除染などを実施し、空間線量が下がるまでの期間については、それにかかる精神的苦痛は継続するものであると考えております。このような中、12月5

日に東京電力において、自主的避難等にかかる損害に対する追加賠償として、対象地域の住民全てに1人当たり4万円と、18歳以下の子どもと妊婦には精神的損害等に対する賠償として1人当たり8万円の支払いについて発表いたしました。この内容につきましては、対象とする期間、対象者等について、十分な内容ではありませんので、引き続き賠償すべきものと考えており、町といたしましても、国や東京電力にも強く求めてまいりたいと考えております。また、賠償手続きに対する法的な相談などにつきましては、町といたしましても、原子力災害対策課を窓口とし、専門的な部分は町の顧問弁護士の知見を得ながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目、公共施設に太陽光発電の設置をの国の補助事業も利用して、町内の全ての公共施設に太陽光発電を設置し、自然エネルギーの普及を図るべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、川俣町復興計画の復興施策におきましては、地域の特性、産業の創出等を考慮しながら、木質バイオマス、太陽光、あるいは小水力による発電など、積極的に再生可能な自然エネルギーを導入したうえで、過疎型スマートコミュニティプランの構築及びそのプランを実施することとしております。特に公共施設におきましては、災害時における自立的な電源確保とともに、平常時においても二酸化炭素排出量の削減を図るため、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムの導入を検討しているところでございます。具体的には、新たに建設する庁舎をはじめ、災害時に避難所となる小・中学校、集会所等におきまして、電力負荷の規模、設置場所の確保、発電量モニターを設置し、環境教育の教材として活用することなどにつきまして、検討しているところでございます。また、平成24年7月1日から再生可能エネルギーの普及拡大を目指し、エネルギーの自給率向上、地球温暖化対策、日本産業の育成を後押しする目的で制度化された再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まり、電力会社は、再生可能エネルギーでつくられた電気を一定の価格で一定の期間、買取りが義務付けられました。こうした国の動向を注視するとともに、自然エネルギーの導入につきましては、東日本大震災復興交付金の再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備事業や文部科学省の太陽光発電等導入事業など、国の有利な補助制度を活用しながら費用対効果も含め、総合的に検討しております。なお、町単独の太陽光発電システム設置補助金につきましては、例年7件から14件であった補助金申請件数が11月13日現在で既に22件を超えている状況にあり、今後も一般住宅における太陽光発電の普及にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目、仮置場の計画を急げの今年度分の仮置場は確保したのか。また、来年度は旧町内の除染も始まるので、仮置場の確保が問題になってくると思われるが、仮置場の確保計画はできているのかについてのご質問でございますが、今年度既に発注しております福沢、小島、飯坂、大綱木、小綱木の5つの地区の除染作業にかかる仮置場につきましては、確保した箇所の造成工事を今、進めているところ

であります。また、来年度実施する予定の地区については、現在、候補地を選定し、今後、地元住民へ鋭意説明し、ご理解を求めてまいる考えであります。議員お質しのとおり、仮置き場の確保が除染作業のスケジュールに大きく影響を及ぼしますので、地区町民の皆さんのご理解を得るのはもちろんであります。議員各位の皆さんにも大変お世話になっておりますけれども、更なるご協力につきましても、重ねてお願いを申し上げる次第であります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 第1点の全町民への補償、賠償を東京電力に求めよという問題であります。これは確かに9月議会でも、前の議会でも私取り上げて、町当局は民と民との関係だととらえているようでありますが、ただね当町の場合、全町民が原発の被災者なんですね。だとするならば、原子力対策課の業務の中にも賠償問題までやっぱり業務の1つとして取り上げられている限りはね、一人ひとりのやっぱり賠償、個々の問題は別として、精神的賠償ぐらいについては一定程度の額を決めて、全町民から委任状でもなんでも取って、それで一括したやはり請求を出しておくというのが必要なのではないかと私は思うんですよね。これ一人ひとりが東電に請求して裁判までやって取っぺというのは、これ並大抵じゃないですよ。大体町民は望んでもいないところに振りまいたわけですから、だから、これはね町としてやっぱりきちんととりまとめをして、これはある面ではできると思うんですよね。町はそれだけの組織を持っているわけですから、私が言っているような1人精神的負担1か月5万円なら5万円で全部委任状を取れば良いわけですから各世帯から。これは行政区長さんやなんかの協力を得て委任状を取って、それを原子力対策課がとりまとめて東電に請求をします。必要だったら弁護士でもなんでも頼んで、それで交渉に当たるといふ、そういうことをきちっとやっていかないと、先の議員も心配していたように、時効問題や何かが出てくるんですよね。そんなことになる前に、町としてやはりとりまとめて一括した賠償請求をちゃんとやるべきでないかと思うんですよね。それは原子力対策課の業務やなんかでは取り上げられないというふうな解釈なんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの質問でございますけれども、町長の方も先ほど答弁申し上げましたが、いろんな今後の賠償等につきましては、国、東京電力に強く求めていくという趣旨で答弁申し上げますので、そのような趣旨で原子力災害対策課の方もいろいろと調整方をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 東電やなんかに請求するのは良いけれども、東電が今やろうとしているのは、全くの雀の涙くらいで、これで打ち切ろうとしているわけですよ。これが最後だと。1人4万円、子どもと妊婦は8万円プラスで12万円で、

これで終わりです。最後にしたいと言っているわけでしょ。最後にしたいと言っている、もう方針が決まっているところに、じゃどういふふうな交渉できちんと町民が納得するような賠償を求めていくんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

どのような交渉をしていくかということですが、まず、前段ですね、東京電力の方に町としての考え方、いろんな問題のことについてはしっかりとまずは申し上げて、いろんな交渉というか内容を詰めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町の考え方を述べると言っても、じゃ住民が精神的賠償をどのぐらいの賠償を求めているのかというのは、町でつかんだことないでしょう、1回も。東電はもうこれで終わりだと言っている中で、町の方でね住民に対して精神的損害をどういふふうにするかということを経験もしていないでしょう、まだ。だから、結局はねこの場で、議会で議事が終わるまで持ちこたえれば良いという考えになっちゃうんですよ、私は、ただ、その場限りの答弁だろうと。だから、原子力対策課の課題として、賠償問題まで取り上げると言っているわけですから、私は具体的に言っているんですよ。1人5万円、月5万円ぐらいの賠償は必要だと。交通事故やなんかだつて、こんな安い賠償で済まされるわけではないんですよ。避難したりなんだからまでしているわけですから。だから、いろいろ弁護士への考え方やなんか最初は1か月35万円とかなんかということがありました。しかし、いろいろ大方の中で5万円ぐらいで落ち着いているというのが今の考え方なんですよね。だとすれば、全町民の損害額として、それは町が本当にやろうとすれば行政区長さんやなんかお願いして、5万円の請求の委任状を取ってやれば、それ簡単に出来るんですよね。だから、そういう具体的なものがなしに、ただ、話し合いをしてみますの何のと言ったって、大体勝手ですよ、東電にしたって政府にしたってですよ、損害賠償は4万円だとかなんだとかと言ったって、被害者のことは一切聞いてないんですからね。加害者が勝手にこれで打ち切りますよと言っているわけでしょ。こんな横暴許しておけるんですか。ここをどっからどうやって打ち破ろうとしているんですか、町当局としては。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

どちらから打ち破るのかというようなことでありますけれども、まずはいろんな賠償の問題等々につきましては、まずは交渉問題だと、こう思っておりますので、まずはその交渉のテーブルにまず乗ってもらうというのが一番大事かと思っております。そういう意味で先ほど申し上げましたように、東電の方とまず交渉させていただいて、町の考え方、方向性、町民の思いというものをまず伝えて、その中で交渉ということで、一つひとつまずは積み上げていかなければならないということで

考えておりますので、そのようなことでまずはやっていきたいというふうに考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局町の思いやなんかをぶっつけていくというんですが、ぶつける中身も何も全然決まっていないですよ、まだね。1年8か月もね野ざらしにされておいて、これからそういうことをやっていくんですということではね住民の安心、安全、暮らしを守る自治体の役割としては、あまりにも遅すぎるのではないかと私は思うんですよ。だから、私が言っていることは、何も無理なことを言っているわけではないですよ。金額は私は仮に5万円だと言っているだけですからね。それを各行政区長さんやなんかの手を煩わして、全戸分全部集めて、それを東電にぶつけてくれと言っているだけだから。そうすれば、それはそんな必要がないという住民の方は、そんなこと参加しないわけですし、いや、これでは足りないという人も含めて、じゃあとは足りない分は追加でやっていきたいと思いますということではあるわけですよ。だから、そういう今、非常に精神的な負担で悩んでいる方たちの要求をちゃんと取り上げて、これをまずはぶつけると。ぶつけたうえで、東電どう言うてくるんだという対応をするんだったら分かりますよ。今の町の姿勢を聞いていけばね、東電さんなんかお願いですから精神的賠償をお願いしますと、あの被害者が頭を下げて行かなければならないような交渉では、到底打開はできませんよ。だって、町議会に対してさえですよ、今後は議会とは話しませんという全く横暴な態度をとるわけですから。法律やなんかも無視してやってくるというのは、東電の姿勢でしょ。だから、こういう姿勢を取っている東電に対して、純情な方法でやっては絶対打開策は見いだせない。まずは必要な要求はぶつけていこうじゃないかというのが、私の考えなんです。町当局でこうやってやりますというものがあるなら聞きたいですよ。まだ、何も検討も何もしていないわけですから、それではいつになるか分からない。時効になるのを待っているようなものです。その辺の考え方をきちっと聞きたいと思えますね。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 議員のご質問に答弁を申し上げます。

先ほども申し上げましたように、まずは一つひとつやらさせていただきたいと思うわけでありまして、確かに町の方の明確な方針というものがないというようなことのお質しでもございますので、その辺につきましてはよく町の方の方針というか考え方をとりまとめをして、それで東電の方ともしっかりとした交渉というか、交渉してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これ以上原子力対策課とやり合ったら、これ以上出せない、町が方針を出していないんですから、方針のないところからいくら質問したって回答が出てくるわけがないんですから、この点についてはこの辺でやめておきますが、基本的には私はそうだと思うんですよ。被害にあった人がいくら賠償しなさいとい

うことを言って、初めて話し合いというものは進むものだ。これ世の中の常識でしょ。加害者の方は一銭だって払いたくないわけだから。黙っていた方が良いわけだから、被害者から何の要求もなければ、そのまま時効まで黙って待つというのが当たり前だと思いますよ。だから、これはそういう形で是非ね検討してくださいと。具体的にやっぱり町民の精神的負担をどうやって緩和するのかということについては、対応してもらう必要があるだろうと思います。行政では、そんな民対民だから手は出しませんよと、そんな町民一人ひとりが東電と交渉しなさいと。そんだったら自治体なんて要らないじゃないですか。全住民が被害に遭っている中で、行政が何の手だても打たないというなら、自治体なんか要らなくなっちゃいます。財物の問題だってそうなんです。大体今度の議会でね放射線で地価が下がったから、給食センターの建物の地代を下げますと言って、町民の財物については下がったのを分かって、何の手も打たないということでしょう。こういうことが一つひとつきめ細かく救済の手を打って、初めて自治体の信頼というのは生じてくるんだろうと思うんです。だから、自分の町の財産については、そういうあたかもね下がったことを認めて、一般会計で補てんまでしておきながら、住民個々の問題については何の手も打たない。これではねちょっと片手落ちもいいとこなんじゃないかと思うんです。その点についてはどうですか、財物問題。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

財物も今、議員のお質しのおりかと認識はしておりますが、今般、まだ、通常の部分につきましての財物の補償というような話が全然出ていないというのはご承知のとおりだと思いますけれども、そういう部分もいろいろと町としても国、東電という形になりますけれども、やはり町としても何らかのアクションを起こして、そういう部分についての認識をしてもらうというのも必要かと思っておりますので、併せましてそういう部分についても、財物の分についてもよく国、東電という形になりますが、しっかりと申してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、住民の財産を守るというのも、非常に大切な自治体の役割なんですよ。財物の価値をこんなに下げられて、そのまま黙っているという。ただ、国や東電がね自らじゃこれは財物の損害分補てんしますよなんか言ってくるわけがないでしょう加害者なんです。なんぼでももう安く安く、もう原発事故なんかは終わったものとしたいというのが、彼らの考え方ですよ、終息宣言までして。だから、これはね自治体として、きちっと声を出していかないとどうにもならない。そのことについて、あえて指摘しておきたいと思うんです。これは課長がどうのこうのとやれる範囲の問題でもないでしょうから、当局として、やっぱり庁議なりなんなりできちっとした討議をしたうえで、方向性を出していただきたいと思う次第であります。

それから、2つ目の問題は、公共施設にとりあえずは太陽光発電だったら設置できるわけですから、川俣中学校の屋根もきれいになったし、あそこにだったら相当の発電量を確保できる屋根があるわけですよ。川俣小学校しかり、南小学校しかり、ちゃんと傾斜的にも太陽の方を向いている建て方しているわけですよ。こういう施設にすべてね、恐らく相当の補助が出るはずですよ、学校なんかだったら。私は個人的には、この蓄電ということについてはね、あまり無駄だろうなという考え持っているわけですが、結局バッテリーの寿命があるわけですから、そうすると、バッテリーは交換しなければならない、膨大な金がかかるということになると、売電したとしても、その循環する中でマイナスの方が相当多くなるなど。これは川俣では経験しているわけですよ、保健センターにおいてバッテリーが全部だめになって、結局は売電だけになっちゃったということがあるわけですね。ただ、補助との関係で、例えば避難所としての設置やなんかで自力で電気も確保したいということがあればね、それはそれで考え方は別だと思っただけですが、これで設置するとどのぐらいの補助が出るんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問、太陽光発電に関する補助でございますけれども、1つには文部科学省の関係でいきますと2分の1補助ということでございます。また、ここの公民館の照明もそうですけれども、ニューディール基金というので公民館照明やりましたけれども、約1,800万円ほどでほぼ同額、若干持ち出しがあったくらいでほぼ同額出てまして、新庁舎については、そのニューディール基金での対応ということで、また、具体的に規模とか事業費はこれからですけども、その基金での対応ということで考えておりますが、補助率というのは定額補助ということとなっております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 学校なんか設置するとなれば、文科省で2分の1の補助で設置できるわけですね。だったらすべての学校に設置したってなにも良いじゃないですか。必要だったらなにも基金取り崩したって何したって、それは長い目でみれば、いわゆる二酸化炭素の低減やら売電やらで取り返しがつくものですよ。大体今、太陽光発電などというのは、耐用年数40年ぐらいと言われているわけですからね。そういうものとして、もっと積極的にこうすれば子どもに対しての自然エネルギーの教育やなんかでも促進することができるんだらうと思っただけですが、そういう考え方というのはやったことあるんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問の例えば学校の施設への計画的な太陽光パネルの設置とか、あと一般的な見える科と言うんですか、自然エネルギーがどのように働いているかということや学習の場ということもあろうかと思っております。この町長の答弁の方でも申し上げていますが、まず、今回の大震災での避難所としての不足していた点というか、電気が来なかったことに対する対応ということで、

最終的には消防団にお願いして発電機等での対応はしましたけれども、やはり太陽光パネル発電というものを計画的にこれから避難所として、防災機能の役割としての位置づけた場合、どのようになるかということに重きを置きながら、今後の中で計画ということ計画を立てていくことが必要ではないかと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、川俣町はどういう形で復興していくかということが、多くの町民がやっぱり望んでいるんですね。けども、こういう新しい問題提起すれば、これから計画しますということですよ。だってね、いわゆる町としては、コンサルタントやなんか頼んで、川俣にどう自然エネルギーが適用するかまで調査してもらったわけでしょう。だとすれば、それをどう具体化させていくのかということは、もうとっくに出来上がってなくちゃならない問題だと思うから、あえて提起しているんですよ。それもできていないわけでしょう。調査してもらうのは、何のためなのか。調査のための調査なのかということになっちゃうわけですよ。それで、町長の答弁でもいろいろ自然エネルギーは出してますよ。バイオマスだ、太陽光だ、小水力だ。けども、これはじゃ川俣町どう具体的に適用するのかということが一切ないんですね。小水力なんかというのは、私が取り上げてからはもう4年、5年になるわけですよ。その都度取り上げれば検討しますと言って、何の検討もしてないじゃないですか。こんなことではね物事進んでいかないんですね。本当にやろうとすれば、すぐにできるわけです。今、一般住民だって自然エネルギーやなんか、二酸化炭素が多くなって温暖化が大変だということで、一般家庭だって太陽光やなんか上げてきて協力してもらっているわけですよ。だったら2分の1補助でね文科省でやれるんだと言ったら、もうすぐにも明日にも取り組んだらいいでしょう。当初予算で全部屋根の面積測ってなんぼ上げられるか、そんなのすぐでもやろうと思えばできるんですよ。そういうことをやる考えはあるのかどうなのかを聞きたいんですよ。検討なんかばっかり聞いてはられないですよ、私も。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

質問にありますように、再生可能エネルギーについての取り組みは、これからやっけていかなくちゃならないことでもありますから、前にも議員のお話しありましたが、ただいまもお話しありましたが、学校等についての太陽光の設置について、これも具体的に教育委員会の方とも話をしてきた経緯があるんでありますが、2分の1の補助でいくと、ランニングコストについて合わない面が出てくるというような話もいただいております。具体的に川中もあのとおりであります。川小もあのとおりでありますので、工事等も含めて、そんな経緯がありました。小水力も前にもありまして、水車と言いますか、そういったことも検討させてもらったんでありますが、どうしてもランニングコストの面が出てくるということがありました。今回、過疎型スマートコミュニティの構想の中での再生可能エネルギーの活用についての

検討会を立ち上げておりますので、この中では木質バイオマス、太陽光も含めて、この川俣町に過疎型でこれを活用してやれるかどうかについての今、検討委員会で検討していただいているのでありますが、その中からも今回どのような、お質しのようによ検討した結果についてのことが出てくると思いますので、それらに基づきながら、今後の再生可能エネルギーを取り組んでいきたいと思っています。また、先ほど答弁申し上げましたが、役場庁舎等もこれから造るわけでありまして。質問にありますように、公共施設等についても、この再生可能エネルギーの取り組みも先進的に取り組んでいくと、そういう姿勢は私も必要だと思っておりますので、取り組むならばどうしたら良いのかということを出て進んで考えて検討に加えていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 自然エネルギーの問題、太陽光発電なんかの問題で、ランニングコストで採算が合おうなんか考えていること自体がおかしいでしょう。だから、自然エネルギーを取り入れることによって地球環境をどう守るのかというのは、コストがかかるわけですよ、これは。だから、原発が安い安いと言ったって、賠償やなんかをかければ、ものすごく高くなっちゃうわけですから、そういうことを考えれば、やはり環境にやさしいエネルギーをどう取り入れるかということは、ある程度の投資も必要なんですよ、それは。だから、なにも今、積み上がっている基金やなんか投入したって、長い目でみれば、それは採算は合うわけですよ。いわゆる単式簿記で1年で元を取っぺといったら、これはできるわけじゃないですよ、これは。だから、そういう考え方に立つのでなくて、太陽がなくなるまで使えば自然エネルギーというのは偉大な力を持っているわけですから、そういうものとして、だから私はあえて役場の中ではとても検討する素地がないだろうと。だったら、エネルギー振興公社みたいなものを作って取り組む必要があるんじゃないですかという提起もしているんですよ。農業振興公社だってそうでしょう。あれほど赤字続きでやっていて、やっとこの頃黒字にできるようになったわけでしょう。だって、そういう専門的に取り組まない限りは、目先の勘定だけでやろうとすればできませんよ、何も。そういう考えはないんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 投資効果の問題もあったわけでありまして、これは償却が30年であれば30年待ってですね償却していくならば、ランニングコストの計算もできるかと思いますが、しかし、この経費の問題もですね、町がやって持ち出しが出て、それをすべて国や県の方で出してくるならともかく、全部今の交付税制度の中に組み入れた中で、それは対応されるならば、私は何も問題はないと思うんですけれども、今の国の状況を見ておきますと、なかなかそのような環境は作られていないと思って見ているんです。ただ、だからといってやらないというんじゃないで、これはそれをする事によっての2次効果や何かを考えれば、そういうことについて取り組んでいくことも必要んじゃないかと思っていますので、今、

新たな考えでエネルギー振興公社と出されたわけでありましてけれども、今回、過疎型スマートコミュニティですね、具体的に木質バイオマス等の研究をやっているわけでありまして、そういったことを含めてですね、これから川俣町が議員お質しのおおりに、小水力も含めて、再生可能エネルギーを使うとした場合に、どういう効果と、あるいはまた経費はどうかと、そういったことも含めて検討していく必要があると思いますので、この中で更にまた伸ばす中で検討していきたいと考えております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 非常に検討の時間が長すぎるんですね何をやるにしても、例えば具体的に挙げるならいくらでもあるんですよ。例えば葛巻やなんかの自然エネルギーで町おこしやっているじゃないですか。どんどん財政戻ってきているんですよ。だから、それは構えの問題なんです。構えの問題がきちっとしなければ、何も進まないということになるんだろうと思うんです。これはこれからね放射線量の高い地域やなんか川俣にはいっぱいできてくるわけですから、そういう土地をどういうふうに活用するのかということも含めて、やっていかなくちやならない問題だと思うんですね。そういう点も含めて、更にねきちっとした検討を、検討ではないな、実施プログラムをね是非作っていただきたいと私は思うんですが、どうでしょうね。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問の趣旨は十分理解はいたしております。言葉で検討で申し訳ないんですが、大体委員会は検討委員会ということになってきますので、今の質問の内容を含めた中での検討委員会というようなことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 時間もないのであと3つ目の問題に入りたいと思うんですが、仮置き場の計画の問題なんですが、これ仮置き場と言っても、これは東電が振りまいた汚物の集積場所ですから、これ住民の理解を得るといのは非常に大変なんです。そういう点では、一部の仮置き場については反対があってもなかなか実施に移されないでいるというようなことも聞いているんですが、ただ、あそこの場所についてはね、あんな300メートルも400メートルも離れたところで、おれは反対なんだと言われてもね、そこまで従わなくちやならないものなのかどうかということをおは疑問に思うんですよ。だから、そこら辺の基準というものをどういうふうにご考えておられるのかも聞きたいと思うんですよ。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の基準ということでございますけれども、これは仮置き場の設置方針並びに基準というようなことで、町の方で方針を固めまして、皆様の方にもお知らせをしながら、町ではこのようにやるというようなことでの話をさせていただいた経

過があると思いますけれども、一度はそういうような形でまずはいろいろと選定をさせていただいていろいろやっているところでもあります。今、お質しの分である程度300メートルも400メートルも離れているところについてどうなんだというようにお話しもあったわけでありまして、まずはそういうことも踏まえていろいろと話をさせていただいた経過がございます。それもいろいろと話の中では、なかなかそのいろいろと思いがあって受け入れられないというお話しもいただいた経過もあってですね、今のところ中座をしている経過がございます。いろいろと時間的な経過等々もあろうかなとも思いますけれども、いろいろとまた調整方をしながら、できれば再度お願いをしながらですね進められれば一番良いなど、こう思っているところでもあります。そういう部分もありまして、住民感情としてはなかなかやはり厳しいところもありますが、それは少しずつお願いをしながら、設置に向けた取り組み等をしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、今年の仮置き場についても、まだね全面的にうまくいっているわけではないというのは私も分かっておりますが、だから、そうするとね、来年度の仮置き場についてはどの程度確保見通しは持っておられるんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の確保の部分でございますけれども、今のところですね、まだ確保までいっておりません。町の方で選定をしているところに、まずはお話しをさせていただいているという状況でありまして、また、来年度予定のところの仮置き場の決定についてはまだ未定という状況になっております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私そういう点では心配だから聞いているんですが、というのは、来年実施する除染地域のモニタリングやなんかが今、進んできておられるわけですね。大体あとは残っているのは、旧町内やなんかのモニタリング残っている程度までは進んでいる。そうだとすれば、それに合わせてやっぱり除染に来年いち早く予算が決まればスタートできるようにしておかないと、今年のような状態で、こんな雪降ったら除染なんかできるわけないでしょう、どう考えたって。一部地域については今年の除染だってさっぱり進んでいないところがあるわけですよ。私は正直言って、ああいうところに落札した責任はどう考えるのかというふうに思わざるを得ないですよ。一部地区については、もう年内にも完成しようとしているのに、一部地区についてはまだ2桁も除染が終わらないというような、これは何が原因なのかということで、やっぱりこれは問題だと思うんですよ。だから、そういうことが起こらないようにするためには、やはりもう来年度から仮置き場もちゃんと確保して、すぐに除染体制に入れるというようにしておかないとだめだろうなと思うものですから。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○14番（遠藤宗弘君） 心配なのでちょっと聞いておきたいということなんです。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染等の進んでいるところ遅れているところ、地区ごとによりまして、遅れているところについては原因等をもう少しつかみながら、早めの除染の体制を整えるような形で調整方をしていきたいということで考えております。また、原因等ももちろんしっかりとつかんで実施をできるようにしていきたいと思っております。あと仮置き場につきましても、今、議員お質しの来年度スタートできる体制を早急に整えることができるように、もちろん今年度中には仮置き場の着工等も見据えた形での計画づくりというものをもう少し早めにとってまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そういう点で行政がスムーズに動いて前に進めるようにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新関善三君） 次に、1番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 1番議員の村上源吉です。東日本次第震災、東電福島第一原発事故より1年9か月、川俣町も山木屋地区が避難、その他の区域にも多大な被害が発生しましたが、復旧、復興が目に見えた形がなされていない。現在の状況と思えます。再度伺っている同様の質問をさせていただきます。寒さが厳しくなってきた中、農家の方々が最後の深耕作業をされていました。その反面、来年の作付けを心配する農家の方々、電話をいただきまして、先日、イノシシによる畦畔の掘り起こしの被害の状況を見させていただきました。各農家個人の手には負える状況ではありませんでした。第一産業の農林業は、自然環境を保全していくうえには大切な役割を果たしております。このことを含め、除染、復興計画について、町当局の考えを伺います。

大項目の1点目、農地、農業施設等の除染について、小項目の1番、平成24年産米から100ベクレルを超える米が検出されたが、町の対応は。小項目の2つ目、シャモ飼育運動場の進捗状況は。

大項目の2点目、原子力災害対策課が設置されて1年が経ち、事業遂行の評価と改善について。

大項目3点目、イノシシの駆除状況について、町は十分な効果が出ていると考えているのか。

大項目4点目、復旧、復興の取り組みについて、事業計画とロードマップを示してください。

以上、大項目4点、細部5つについて、当局の考えを伺います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目の農地、農業施設等の除染についての(1)、平成24年産米か

ら100ベクレルを超える米が検出されたが、町の対応はについてのご質問でございますが、現在、進めております米の全袋検査において、平成24年11月21日に行った検査において、飯坂地区の生産者の方が持ち込みました15袋の生産米の中から100ベクレルを超える5袋の生産米が検出されました。平成24年11月26日付で国より飯坂地区、旧飯坂村に出荷制限の指示が出されましたが、飯坂地区の全生産者のご協力により、管理計画書及び管理台帳を作成のうえ、国に提出し、平成24年11月29日付けで出荷制限の解除の指示を受けたところであります。今後の対応につきましては、提案説明の際にも申しましたとおり、今回の100ベクレルを越えた米の生産者は、今年度の農地除染を実施していなかった生産者の方でありますので、平成25年度農地除染事業で実施していただけるように、町としての対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)、シャモ飼育運動場の進捗状況はについてのご質問でございますが、かねてから川俣シャモファーム、川俣シャモ振興会、川俣町農業振興公社等、直接川俣シャモの生産に携わる関係者の皆様から、安定的な生産体制の維持、安心な生産状況の構築を目的に屋内の運動場として、パイプハウス等による簡易的な施設整備の強い要望が出されておりました。この要望に沿いまして、これまで国、県の関係機関と協議を重ねた結果、平成24年11月30日付で、被災地域農業復興総合支援事業交付金が決定されました。この交付金によりまして、屋内運動場の整備にかかる事業費を本議会の補正予算の歳入歳出に予算を計上させていただいたところであります。この補正予算の議決をいただき次第、施設整備事業を12月中に発注をし、年度内に完成するように計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の原子力災害対策課の業務遂行の評価と改善点はの原子力災害対策課が設置されて1年、業務遂行の評価と改善点はについてのご質問でございますが、今般の原発事故による原子力災害対策に適切に対応するため、昨年7月に企画財政課内に原子力災害対策室を設置いたしました。当時の原子力災害対策室は、役場職員3名のほか、絆づくりの職員2名、経済産業省職員2名、福島県職員1名の計8名の体制で業務を遂行してまいりました。その後、12月1日に原子力災害対策課に昇格し、住民支援係と除染対策係の2係制となり、役場職員を6名に増員してスタートをし、現在、役場職員11名、絆づくりの職員4名、経済産業省職員2名、環境省職員1名、復興庁職員1名、福島県職員1名、市町村支援機構職員2名の計22名に、食品検査センターへ絆づくりの職員が9名、仮設住宅支援員に5名が配置され、総計で36名の職員が、原子力災害対策に関する業務に従事している状況であります。現在、住民支援係は、仮設住宅、借上げ住宅、山木屋地区住民の避難から帰還へ向けた取組みの支援、山木屋地区自治会の対応等が主な業務となっております。また、除染対策係は山木屋地区の環境省が直轄で実施する除染への支援、山木屋地区以外の町内の除染、食品検査センターの運営と広報等が主な業務となっております。1年を経過した中での評価といたしましては、段階的に増員を重ね、現在の最重要課題であります除染作業、食品の検査など、様々な課題を抱えながら

も適正に執行しているものと考えております。また、原子力災害対策は所管課だけの対応ではなく、役場全体で一丸となって取り組む必要のある共通課題でありますので、原子力災害対策課と他課の連携強化を図っていく必要があると考えております。避難区域と避難していない区域の両方を抱えており、通常業務に加えて、原子力災害対策関連業務を遂行していかなければならない状況を踏まえながら、適正な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、イノシシの駆除状況についての町は十分な効果が出ていると考えているのかについてのご質問でございますが、有害鳥獣の駆除対策として、平成23年4月から鳥獣被害防止柵導入事業補助金を実施し、平成23年11月からは有害鳥獣捕獲報償金を創設し、実施したことによりまして、平成21年以降、被害報告は年々、低下している傾向にあります。したがって、猟友会、駆除隊と生産者が連携を図り、駆除対策を実施したことにより、農作物への被害をある程度、抑制されることが確認されております。しかし、イノシシの個体数が増加しているのも現実でありますので、農作物へ被害を更に低下させるためにも、猟友会、捕獲隊及び生産者の協力を図りつつ、県の関係機関に対しましても、広域的な個体数の調査及び市町村と県が連携を図り、広域的な対策が進められるよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目、復旧、復興の取り組みについての事業計画とロードマップを示せについてのご質問でございますが、原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者に対する取り組みにつきましては、川俣町復興計画に基づき推進しているとともに、現在、川俣町山木屋地区トータルプランといたしまして、町の実情を踏まえ、国、県及び町の三人四脚で策定しているところでございます。本トータルプランの基本的な考え方といたしましては、復興は何よりも人間復興であり、生活の再建を第一に進め、持続可能な地域を再生・創出しなければならないと考えております。また、策定手順及び内容につきましては、11月15日に議会全員協議会でご説明いたしました本トータルプランをたたき台とし、現状の課題、要望等を更に踏まえながら、国、県及び町で事業内容等について協議し、策定してまいる考えでおります。特に本トータルプランの重要な要素の一つであるロードマップにつきましては、山木屋地区住民の方々がいっ、どのようにして生活再建がなされるかをお示しし、住民の方々ご自身が自分の将来設計を立てられるようにすることが必要であります。そのため除染の進捗をはじめ、区域見直しの時期、避難指示解除の時期等について明らかにしていき、その結果を本トータルプランに具体的に反映するとともに、被災者の居住の安定確保を図るための復興住宅の整備、農業再生の早期実現を図るための農地除染等、具体的実施事業につきましても盛り込みたいと考えております。なお、本トータルプランの内容につきましては、今後、福島復興再生特措法と福島復興再生基本方針に基づき、策定することとなっております。避難解除等区域復興再生計画の市町村ごとの計画として、反映してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。
(午後1時58分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。(午後2時15分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 何点かについて再質問させていただきます。

まず、最初に、24年産米100ベクレル以上の米が検出された水田の土壌のサンプリングは今回されていたのでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、ここは除染というものはやらなかったもので、サンプリングは事前には取っておりませんでしたけれども、今回、改めて採取させていただきました。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） この方が保有している23年産米の検査はする考え、また、既に検査は行ったか、その点お聞きします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

この方に関しましての23年産米の検査でございますが、すべてではございませんけれども、一部は町の方で検査はやっておりまして、米自体の検査でございますが、その時点で100ベクレルは超えていました。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 全協で示されて100を超えた米のサンプリング調査なんですが、県は60ベクレル以下のやつについては再検査しても100ベクレルを超えないという話だったんですが、それに間違いございませんか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

県の基準に示されたとおり、60ベクレルを超えなければ、100ベクレルを超えないという、そういう形で10秒に1袋というくらいの割合で検査できるような体制づくりで今回の全袋検査をやっておりますので、間違いございません。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それでは、今回の50から60までの米は、何袋くらい発生したんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

あくまでも25ベクレルから60ベクレルというものに対して数量等はカウント

してございますので、申し訳ございませんけど、50から60と限られた段階においての全体数は把握できておりません。ただ、これは先にお示しいたしましたとおりに、25から60であれば、11月28日現在、219袋ということでございます。以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 全協で示されましたこの数値なんですが、一番問題なのは、6番目の79.8が再調査した結果、150という、この数字が1.893倍、これを逆算しますと53ペクレルで100に到達するんですよ。これを当局ではしっかり把握して、その辺を見たかどうかお伺いします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

その件に関しましては、県の方に調査を依頼いたしまして、今現在、調査をしていただいている段階でございますので、ご報告があり次第、ご報告いたしたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 60以下でも再調査の依頼をしているということで、その結果次第を是非皆さん町民にお知らせしていただきたいと思っております。1つの60以下であれば、絶対でないという観点から、こういった再検査での報告となりますと、やはり何点かに1点は、こういう落とし穴があるということを十分理解していただきたいと思っております。

続きまして、復旧、復興計画の取り組みについてということで答弁がありました。が、トータルプランの考え方と進め方、これは答弁には11月15日、全員協議会にご説明いたしましたとありますが、改訂版が実際に私らの手元には届いておりません。これは私が前にもらったトータルプランであって、改訂版を11月15日に示しますということで全員協議会での話になっているんですが、11月15日に示したと言われるこの改訂版のトータルプランをお示しいたきたいと思うんですが、ご答弁のほどお願いいたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのトータルプランの関係でございますが、11月15日にたたき台としてお示したもので、私も同じものを持っているということで認識しているんですが、もし、差し支えなければ、今、私が持っているものを準備してお配りすることはできますが、同じものというふうに認識してございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 古くても新しくても同じなんですが、常に大変すばらしい計画が羅列されているんですが、やはり優先順位を付けたロードマップがないと、私は当局として、町民に約束したことが実行されないんじゃないかと、それが一番懸念されるわけなんですが、そういったトータルプランに対するロードマップはどこま

で作成が進んでいるのかお伺いします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でトータルプランに対するロードマップということでございますが、先ほど町長の答弁の中でも、例えば被災者の居住の安定のための復興住宅の整備とか、農業再生の農地除染とかも含めてですね、安心して戻れる生活環境の整備とか、あとは長期的に1ミリ以下に下げるというふうなトータルプランの中にも記載してございますが、通い型農業とか、新たな雇用創出とか、あと生活の再建の支援、また、賠償の着実な実施とか、そういったこと等を踏まえて進めていくというふうなことでございますが、まだ具体的にいつの時期というふうになりますと、例えばこれからなんですけども、当然、区域見直しの話とか、これはもちろん賠償の問題とかと絡んでくると思いますけども、そういった問題も踏まえながら、今後の中では、そういった区域の話とかも進んでいけば、具体的に例えば復興住宅については、今、同時並行的に進めてはおりますけども、最終的にはそういった区域の見直しとの兼ね合いも大変多うございますので、そういったことも勘案しながら、具体的な時期については定めていくようになろうかと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 言葉で並べられても、ちょっと私の方も理解できないんですよ。やはり例を挙げれば、避難してる山木屋地区の方々が、今一番何を望んでいるのか。そして、山木屋の農地と住宅除染等がいつまでで終わると、それに合わせていろんな公共施設関係の人員の今度は山木屋に配置とか、そういった問題も出て来ると思うんですが、一長一短ですべて書き上げても、これには順序が必ずあると思うんですよ。私も土建屋なものですから、もう計画立てるのには、道路を造るにしてもそうですよ。高い山から切る、沢があったら下から埋めて盛り土して上がってくる、そして、道路の形を造ると。そうしないうちにU字溝関係とかね、ガードレール設置なんてできないんですよ。これすべてこうして全部言われたって誰も納得しない。山木屋に避難しているの方々が、こうやって陳情書からね、アンケート調査からすべて皆さんの行政のやるべきことに対しての意見が出ているわけなんですよ。それがはっきり取りまとめができていないんじゃないですか。その辺の取りまとめすべてあったら提示してください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

山木屋地区の自治会の方からも、その復興住宅建設の要望がございます。町としましても、例えばどういうところが今現在、用地として確保できるかということで、1つには旧精練の跡地でございますけれども、これは3,360坪ございます。また、福祉センターも取り壊してからちょっと時期経っていますけども、そこでは宅地としては2,600平米でございますが、あと公園を含めたところで、例えば公園部分を除けば2,000平米で、その有効面積としては1,113坪とか、そうい

ったものがあります。また、民間の現在借地しているところがございますが、旧織維工業試験場跡地が897坪とかございまして、そういったところが早急に整備できるような可能性のあるところということで、復興庁の方とも協議しておりまして、また、国、復興庁の方でもある程度短期間に整備造成できるような土地があればということで、今いろいろと協議を進めているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） また、復興庁が出てきたんですが、やはり川俣町、それがやっぱり主体的に計画をもって、今言ったように用地はあるうんぬん、だったら交渉したことがあるんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま具体的な話だと思いますけども、例えば用地につきましてはどのような問題点があって、どのように活用すれば良いかというふうなことをいろんなレイアウトも含めて、まだ研究というか、そういう段階でございすけれども、どのように配置したらいいかということで研究している段階でございすけども、まだ、なかなかいろんな状況、問題点の整理も含めて、まだきちっと整理されない部分がございますので、そういった問題点の整理をしながら、これは急いでいるものですから遅れないように同時並行というんですか、どういう課題があって、どのような手順で進めるかということ整理しながら対応を進めているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） どんな課題があるかというよりも、町当局がまず交渉しないで課題なんて出ないと思いますよ。民間の土地を活用するといった場合に、民間にあんた売るか貸すか、そういった考えありませんかと、こういうことで、こういった土地を求めている人がいるとか、町はこういうふう土地利用して提供したいんだと。まずは土地が売ってもらえるか、貸してもらえるのか、その辺の交渉をしたことかあるんですか。それがなくて、どんな課題がなんて言う前に、はっきり言ってやる気があるのかどうか私疑ってききましたが、その辺買うか借りるか、いつ逆に言ったらば交渉に行くんですか。何の課題も何も交渉もしないで、課題も何もありませんよ。その辺いつ交渉されるのか、まず、はっきりご答弁ください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございすけども、まだ民間の土地の関係はどこにどういうものということで具体的なことでの用地交渉に行ってはございません。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 戻らなくて良いですよ、そこにいてもらって結構ですから。はっきり言って、さっき民間の跡地があると言っているんだよ。これをあるということを書いて、検討などということないでしょう。山木屋の人のアンケートだって3

年が限度だというまでの人が何人いると思うんですか。本当に真剣に避難している人の状況を考えたら、もう少ししっかりした答弁と対応の仕方をちゃんと答弁してくださいよ。いつまで土地の交渉に行くか、いつ行くかですよ。皆さんが発注するときには工期というものがありますし、こういった交渉などは条件は借りる際にはなんぼなんぼ、買う際にはなんぼなんぼと、その差額があったときには検討させてくださいということでしょうから、まず、民間の用地について交渉いついつかまでに行ってきますということをはっきり答弁してください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、いつまでに行くかはっきりと答弁ということではございますが、まず、復興住宅と言いますか、公営住宅による災害公営住宅の整備につきましては、これ国、県との協議を踏まえながら、これは進めていくことが1つは重要な課題でもございますので、どこのエリアをどういうふうにするかということで、先ほども申しあげましたように、いろんなところ今、具体的に挙げながら協議はしているんですが、まだ、ここのところにこういうものという段階には行っておりませんので、いつまでということは今すぐには申しあげられませんが、やはり早いうちにそういった具体的なところを選定しながら進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 復興庁が問題でないでしょう。川俣町がどうするかということがないから、復興庁に行って何を話すんですか。はっきりいって。町に提携する問題を復興住宅にしたいところをと、それを持って行って協議するんでしょう。復興庁の予算のやりとりとか、そんながな協議するなんて、またこの計画の話に入ってくる前のまだまだ30回繰り返していった先で良いんですよ。だから、まず、土地のある場所を飯舘村の村長さんがあちこちあさって歩いて、ないかうんぬんということを書いて歩いています、そういったものを考えたら、川俣町の土地はですね山木屋の避難している人たちはね、もう山木屋には帰らないという若い人たちがいると、そういった方々のいくらでも手助けする考えになったら、当然、一日も早く行かなくてはならないのが当局の役目でしょう。これは土地問題だから不動産ですなんて投げるんですか。はっきりそれは何も電話さえしておけば、夜だってなんだって会えるんだから、その交渉はすぐにでもできるでしょう、いかがですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございしますが、具体的なことをどういうふうに進めるかということではございますけれども、例えばこれ避難区域の関係でいきますと、これから賠償の関係とか、生活の支援、そしてもう1つ区域の見直しの関係もございしますが、例えば山木屋の方からのご要望もありますけれども、復興住宅、これは災害公営住宅を指しているということではございますけれども、災害公営住宅の場合、やはり制度に乗っかって進めていくのが1つの手法であろうかと考えておりますし、あとその入居の要件とかいろんな状況がございしますので、そ

うしますと、その分の住宅をどういうふうに確保を進めていくかということになります。じゃ、どの事業をどういうふうに進めるということで、もちろんこれは町の方できちんと考えてはいかなければならない課題であると思いますけども、そういったことも含めて今、いろいろと詰めを協議、また詰めというんですか、進めている段階でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） これ8月25日にアンケートを集計して渡したやつが一番裏面に何て書いてあるんですか。暮らしの確保、復興公営住宅の整備、帰還までの住まいとか、新たな住宅の宅地の確保、帰還希望しないものの住まいの確保、こういったのがちゃんと皆さん書いてあるんだよ。皆さん書いたんでしょ、これ。調査会社が書いたんですか、これを。例え調査会社が書いたって、責任は川俣町でこのアンケート調査やった責任というものがあると思うんですよ。8月から考えたらもう4か月ですよ。だから、土地の貸し借りとか売買とか、その前段の一番最初にすべきことはそこでしょう。その土地の確保をしてね、どういった住宅を造れば何戸できるとか、そういったものを計画するときに私協力しますから。私も今回、貸家3軒造りました。自分で全部平面に入れて、間取りも自分で決めて、いつでも協力しますから、まず、土地の確保にいつまで行きますという答弁してくださいよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員の質問でありますけども、まず、ロードマップ、優先順位を付けてということではありますが、まずは山木屋については、とにかく除染を徹底して進めるんだということで今、やっております。その中で今度のトータルプランの話の中に更に進んでこのアンケートもありますけども、復興住宅の件もありますが、復興住宅について考えれば、現在、川俣町も飯舘村、あるいは浪江町とか広域的な中で、川俣町に復興住宅を造るべきではないかという議員からのお質しもございますし、そんなことを伺っております。町といたしましても、やるなら広域的なことでやっていこうというようなことで今、検討を加えております。今、質問にありましたように、それをここでないかどうかという聞き当たっているというような節のことも聞いたりする経緯もあるわけですが、現在、町では今、課長が申し上げましたけれども、国、県の方とも協議を重ねているのは、復興交付金事業として、あるいは公営住宅の中でやるという場合に、川俣町の山木屋の避難区域の皆様方がすべて希望どおり入れるのかどうかについても進めていかなければならないところもございますし、その受け皿としてどのようなになるのかということもやらなくちゃなりません。また、飯舘村とやる場合に、そのコストの問題も含めて協議をしなくちゃなりませんので、そういったことを今やっております。具体的には、川俣精練の跡地については前にも申し上げましたが、復興住宅として使用すべきじゃないかというような提案もいただいておりますので、あそこに戸建てでやった場合にはどのくらいできるのか。戸建ても今の仮設住宅を見た場合に、あの割合だけの面積で良いのかどうかも当然出てくると思うんです。ですから、戸建ての

場合にも、じゃどのようなことの希望なのか、また、集合住宅の場合にはどういった規模になるのかというようなことで、その面積に造るとすれば何戸できるのかというようなことを具体的に今、詰めている状況でございます。また、そのほかの地区についても、それぞれ利便性、道路、電気、水道等を考え、学校等を考えた場合の場所、すぐに工事にかかるところというのが今回の前提的な条件だと伺っておりますので、そういったことも踏まえて、今、場所の選定といいますか候補地について当たっているところでございますので、議員お質しのように、もうすぐにも用地交渉に行くべきでないかというような話の今、前の段階でおりますが、それを進めまして、今、お質しのように話を全体的にとりまとめて前に進めるためにも、その前段のところで作っております、全然手をかけないでいるということではなくです進めておりますことをまず、ご理解いただきたいと思っております。また、それが固まり次第、議会の方にも、そのことについては当然報告をしながら協議をいただいて前に進んでいきたいと考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 先ほど企画財政課長が、民間の土地もあるというのを話して、県の工業試験場解体跡地近辺だと思うんですが、そういった民間の土地も空いているわけですね。そういった土地を念頭に民間の土地もということで、私に答弁したんだと思うんですが、そういった土地があったらば、もう確保することが最大優先すべきことだと思うんですね。そういった土地に交渉もしない、何もしない、できたら飯舘村の仮設だったとかね、復興住宅だったとかなどと言ったらば、これまた学校以上に笑いものになる。だから、一日も早く行く考えはないんですかと聞いているんですよ。その辺県の工業試験場跡地、あそこの一角に、やはり飯舘村さんだったたぶん目は付けていると思うんですが、町の方は交渉に行く考えはありませんか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの交渉に行く考えはということでございますが、交渉に行く考えはございますので、今後の中で詰めながら進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そのね、交渉に行くのにも検討とかと何があるんですか。まず、土地の確保といたらば、いち早くですよ、自分がほしいものだったらば、はっきり言ってこれから年末商戦、お年玉と言ったらば、ほしいものがあたら行列作りますよ。それを考えた場合にですね、今現在、避難している方々があちこち土地を聞いて探して歩いているのは、やはりここに住みたいという人がかなりいるからそういうのが出てくるんですよ。それを町として、やはり復興住宅とか、やっぱりそういうもの考えたら、やはり山木屋の人たちに優先的にここの地区を使ってもらうかと、そう考えたらば、一日も早く交渉にだけは今日の夜行ったらばいいじゃ

ないですか。それを検討しなきゃならない、まず土地の確保をしたら良いんじゃないですか。やはり交渉にいつ行ってくるかまで、ひとつはつきり教えてください。

○議長（新関善三君） 質問の内容に的確に答弁するように。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、今考えておりますのは、年末から年始にかけてに交渉に行ってみりたいと考えております。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 善は急げと言いまして、やはりいろんな提案があったりして、良いと思ったら、即刻行動を起こした方が私は間違いないと思うので、その辺よく考えて早急の対応をお願い、まあ要望になってしまう、をしてください。

続きまして、イノシシの駆除についてなんですが、町当局はこの被害状況、現地確認等を行っていますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現地等の確認に関しましては、担当の者の方で現地等を見ております。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それでは、見たんでは今後の対応も十分な対応ができると思うんですが、今後、被害状況地区ごとには、こういった対応、この地区にはこういう対応ということで、具体的な対応策をひとつお聞かせください。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

具体的な対策ということでございますけれども、地区別に見ますと、平成22年におきましては、罾とか、あとは発光するシシバイバイとか、そういったものの駆除、こういったものの効果、あとはそれから次に電気柵、あるいは捕獲料金の値上げ等によりまして、21年をピークにいたしまして22、23というふうな形で減ってきております。地区別に見ますと、例えば中山間地等を利用いたしまして、設置した追戸、こちらの方の被害は、やはりほとんど減っております。あと同じような形で部落としてやっていた形で金米、小ヶ坂、こういった地域が減っております。当然としてやらなかった部分に関しての現在の状況として、24年度に被害が報告されております。小島地区から鶴沢の胡麻作と言いますか、それから西福沢にかけて多うございます。ですから、こういった地区的なものの分布を見ますと、そういうものに対しまして、柵、電気柵、あるいは捕獲隊の方々のご協力を得ながら具体的に駆除に当たってまいりたいと今のところ考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 個体数関係は環境省などからの調査データなどは上がってきているんでしょうか。22、23、24年と年々私の目には相当の個体数が増えてきていると思うんですが、その辺の個体数の情報は上がっているのでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長(沢井一雄君) 質問にご答弁申し上げます。

ただいまの質問でございますが、環境省等からの個体数に対しての報告はございません。答弁書にも書いてありますとおり、皆様方からの被害報告とかから想定しますと、間違いなく個体数は増えておりますので、これは個体数調査に関しますと、やはり広域的になりますので、答弁書の中で述べておりますように、県等々に個体数の調査に対してはお願いするように要望してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(新関善三君) 村上源吉君。

○1番(村上源吉君) 被害の届出、報告関係は平年並み。まあ被害の対策を取ったところは少ないというような話なんですけど、実際、私もこの話あったときに、小綱木地区を全部回ったんですが、正にひどかったのは若松です。これ駆除だけでは、はっきり言って畦畔がない状態なんです。そういったものもイノシシの被害対策として、やはり盛り込んでいかないと、大きいトラクターで畦畔をただたたきつけるというような状況にはないんです。だから、その辺の被害状況というものは見ただけでなく、やはり現地に合った対応、対策も考えていかないと、本当に農家の方の生産意欲も何もなくなってしまうということなので、その辺の被害状況とイノシシの数減らしたただけの話じゃなくて、そういった被害の対応、対策はお考えでしょうか。

○議長(新関善三君) 産業課長。

○産業課長(沢井一雄君) ただいまの質問にお答え申し上げます。

若松ということですので、確かに24年度、若松の被害が上がっております。それに対しまして先ほども述べましたとおりに、できる分に関しましては電気柵等を3分の1補助ですけれども、そちらの方で対応する。もちろん猟友会の方にもお願いいたしまして、捕獲の方にも力を入れると、こういう二面性の建前でやはり被害、あるいは駆除を進めてまいりたいと思いますが、基本的な考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(新関善三君) 村上源吉君。

○1番(村上源吉君) それに付随して、やはり畦畔の再生地等の工事費、その辺の費用負担等の補助等もお考えにあるかどうかお聞きします。

○議長(新関善三君) 産業課長。

○産業課長(沢井一雄君) 質問に対してお答え申し上げます。

畦畔等々の被害に関しましての復旧補助ということでよろしいでしょうか。それに関しましては、今のところ申し訳ございませんけれども、実質的なものとして私どもの方では考えておりませんので、今後、上げられたうえでは検討を重ねていくしか方法はございませんけれども、そういったものは協議と検討を重ねていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(新関善三君) 村上源吉君。

○1番(村上源吉君) 次に、原子力災害対策課なんですけど、住民支援係ということも

やって、仮設住宅、借上住宅、山木屋住民への避難うんぬん等という取り組みをしているということなのですが、こういった中で住民の支援係でどんな支援が主なものだったかお聞きしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

住民支援係の主な業務ということでございますが、特に今のところは仮設住宅、借上住宅等に皆さんお住まいを移っていらっしゃるというようなところがありまして、そういうところを重点的に今、行っているところでありまして、あといろんな仮設住宅等の不具合があれば、うちの方で窓口になりまして、手直し等も行ってきたという状況になっております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 仮設関係の維持修繕ということを行ってれば、自然と山木屋の方々のやはりいろんな思いというものは可能になって、当局の方にも入ってきていると思うんですが、その辺ですね、ものを直すだけじゃなくて、いろんな情報がたぶん入ってきていると思うんですよ。いつ帰れるんだとか、いろんな問題が発生してくると思います。その辺ですね、幅広い情報網を張り巡らして、とにかく山木屋の避難されている方々が帰還できるように、その辺の対応、対策等を十分に練って対応してもらいたいと思いますし、最後になりますが、町の復興、復旧計画を早急にもう少し明確に具体的に作成して、更にロードマップ、やはり山木屋の除染は環境省が進めていて、いつからいつまでというおおむねの年数は示しているわけなので、そういうものに合わせて逆に言ったらば、川俣は帰還の準備をどうしなければならぬかと、個々にわたって問題が出てくるわけなので、その辺を全課を挙げて、その辺の対応をしていただきたいと要望になりますが、その辺しっかりと今、早急に進めなきゃならない、そういったものが必ずあるわけですから。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○1番（村上源吉君） その辺を検討するたぶん時間は今はないはずですよ。思いついたら実行する、もう計画する、その後で国、県との協議、金の心配は、私はすべきだと思います。私も今回、先ほど申しましたように、まず、建てるということを念頭に、金を借りる前にやはり計画をして図面をおこして、こういうものを造るんだと。そのためには、これだけの費用がかかるんだと。かあちゃん金貸してけると、かあちゃんから金借りても足りないから、農協からも借りましたが、やはりやる順序がそういった手順を考えれば、当局のほかのこと必ず分かると思うので、その辺をきちんと精査して、一日も早い復興計画等の作成を我々に示してもらいたい。

以上で私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、8番議員 菅野正彦君の登壇を求めます。菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 8番 菅野正彦でございます。私は通告のとおり、大きくは2点、細部2点について当局の考えを質します。

まず、1点目、小綱木の芹ノ沢で行われているざる菊の里について、このざる菊

の里は、村上孝さん個人が一般に公開して3年になります。1年目は約1,000人、2年目は約3,000人、3年目の今年は約9,300人と年々増加しております。運営は親族、友人、部落の有志の方々のお手伝いにより運営されております。施設、トイレ、駐車場、遊歩道、休憩所など、それらの整備などの余裕はなく、来場したお客さんにご不便をかけているのが実態です。放射能におびえ、子どもの健康や食の安全などでの不安から、町外や県外に避難してるこの地に、北は北海道から南は静岡県まで、これほど多くの方がこの地に来てくれることは大変有り難いことでございます。また、当町にもたらす経済的効果は、今後、期待できるものと思います。私は、このざる菊の里の施設整備などに町が援助すべきと思ひ、当局の考えを質すものであります。

2点目は、有害鳥獣による農作物の被害が増加しております。農家にとっては死活問題です。狩猟免許保持者の高齢化と放射能に汚染された獲物の魅力低下などにより、狩猟許可を取得しない方が増えております。イノシシや猿などから農作物の被害を少なくするために、細部2点について当局の考えを質します。

まず、1点目、今年度の有害鳥獣の捕獲頭数の現況は、どのようになっているのか。

2点目、イノシシなどの捕獲に対する手当額をアップすべきと思うが、以上、当局の考えを質します。以上です。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野正彦議員のご質問に答弁いたします。

はじめに、1点目のざる菊の里の施設整備に援助を、のざる菊の里は、年々来場者が増えており、町への経済的効果も期待できる。町として、ざる菊の里の施設整備に援助すべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、小綱木字芹ノ沢地区の「ざる菊園」が3年前から一般公開されており、特に今年は地方紙をはじめ、全国紙等でも紹介され、町内外から多くの方が鑑賞に訪れていることは、承知しております。また、地元自治会の事業といたしまして、案内看板等を設置するなど、地域の協力体制が構築されていることも伺っております。このように、地域資源を地域が主体となった独自の取組みの中から、新たな観光資源として誕生したことは、大変素晴らしいことであると感じております。町といたしましても、産業課商工交流係で取材を行い、町ホームページで紹介し、また、町外からの問合せを受け、場所のご案内をしたり、広報誌においてPRをするなどの支援を行ってまいりました。今後とも、地域での素晴らしい活動を絶やすことなく進めていただくことをお願いするとともに、町といたしましても、広報PRによる支援のほか、具体的な支援のあり方を地元自治会の方々からもご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の有害鳥獣による農作物被害の拡大防止をの(1)、今年度の有害鳥獣の捕獲頭数の現況はについてのご質問でございますが、町捕獲隊の協力を得て捕獲いたしました実績につきましては、11月でイノシシ49頭、サル3頭であり、昨

年の11月と比較しまして、イノシシ32頭、サル2頭が増加しております。それぞれの個体数が数値のうえにおいても増加していることが推測されますので、今後とも町、捕獲隊、地域住民の方々と連携を密にし、有害鳥獣駆除を進めてまいりたいと考えています。

次に、(2)、イノシシなどの捕獲に対する手当額をアップすべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、現在、有害鳥獣捕獲報償金及び有害鳥獣捕獲隊編成事業補助金等の財政的支援を行っておりますが、報償金としての手当の問題や補助金等を総合的に勘案し、猟友会、捕獲隊の方々と協議を進めながら、必要な予算措置を検討し、増加している有害鳥獣の捕獲及び作物被害防止対策を図るとともに、生産農家の方々の協力も得て、鳥獣被害防止策導入事業補助金等も有効に活用していただくなど、スピード感をもって対処してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） まず、1点目のざる菊の里について、再質問させていただきます。

来たお客さんからのまず声なんですありますが、来た方がマイクロバスやなんかで来て、あそこに着いて一番先に多く皆さんから言われるのは、トイレを貸してくださいと言われるということでもあります。トイレは、普通の民間の家です。元々農家には外のトイレがありました。昔のそのトイレそのままお客さんに使ってもらうような形になる。あと自宅の方には自宅のトイレがあるようですが、どっちかというところ外の便所ということで、昔のトイレだというようなことで、大変用を足さないで帰ってしまうというお客さんもいるというようなことを聞きます。それから、来たお客さんから、川俣の名物をお土産に買っていきたいんだが、どこに行ったらそれを買えますかというご意見、それから、ちょうどお昼時などに来た方は、シャモ料理を食べていきたいと、まあそういうことで、どこで食べていったらいいとか。そういうことで、できればそこに町のそういう食堂のパンフレットとか、名産品のパンフレットとか、そういうものを、あるいは併せて観光ガイドマップみたいなものを置いていただければというのが、あそこに携わっている方々の皆さんからの声を私に聞かせてくれたことでもあります。それらについて、当局はどのように今後、考えられるかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問に答弁申し上げます。

まず、1点でございますが、トイレの設置、これに関しましては、今、答弁書の方にもございますように、地域自治会等、そういったものとかかわりまして、案内の看板を付けたりと、そういった活動も行っておりますので、やはり地域の方々とご相談しながら支援というものに関しては考えてまいりたいと思っております。

次に、川俣町の観光、あるいは地元の物産の要するにシャモとか、そういった料理、こういったものの案内でございますが、これはご指摘のとおり、川俣町でもそ

ういった観光パンフレットは作っておりますので、そういったものはその場所にある程度置けるような形で、これもそこをやっている村上さんですか、個人的なものも含め、かつ自治会の方とも協議をしながら、置けるような形で進めてまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 課長の答弁だと、具体的には相談をして前向きに検討をするというふうに聞こえたわけですが、町のパンフレットを置いてもらうとかなんとかということ、そこに来た1万人近い方々に、その場を利用して町の宣伝をしてもらうわけですから、やはり行政側としても、やはり絹市や何かと同じように、何かもっとできることがあればやるべきでないかと私は思います。それにしても、言ったように個人がやっていますから、自治会もなかなか難しい面があるんですよ。個人がやっているものをいつか自治会が中心になってやるようにならないように気をつけながら配慮してますので、その辺もよくその方と相談しながら、まあ個人がやっているということで大変難しい面があるんだと思うんですが、そういうこともできることをやるのがやっぱり必要なのではないかと私は思いますので、もう一度その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

個人ということで今、お話しがりましたが、確かに個人としてよりは、私どもの方で伺っていますのは地域全体として、個人の方がやったものを皆さんで推進していただける、そういう形で聞いておりますのである程度、個人のこともさておいて、そういった団体として町として、その地域のものの宝として、そういうものの支援という形で進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 来た観光地を回り回ってあそこに来る方が多いんだと思うんですが、来た方々が最後に言うていくのは、駐車場や何かでほとんど駐車場が、まあ1万人近い方が一日に来るわけではないんです。一日に多い日はやっぱり1,000人ぐらい来るような日もあるようなんですが、路上駐車をずうっとするわけですよ。そうすると、かなり手前から路上駐車をしていると、そんなことで来た方々が、交通整理というか、駐車場を案内している人も1人か2人なものだから、思うようにうまくいかないときもあるのかなと、こう思うんですが、言ってみれば行政が何もお手伝いしてくれないんですかというふうに来たお客さんが言っているという、そんな声も聞きました。そんなことからやはり来年、年々3倍、3倍ときていますから来年3倍になるということではないんですが、それだけほかからお客さんが来てくれるということは、いくら個人でやっていることでも、川俣町にとっては大変な経済効果があるのかなと、私はそんなことを思います。だから、地域の方々がお手伝いいろいろサポートしていただいておりますが、その方々の手に余るようなとこ

ろは、やはり行政がお手伝いしていくべきだと私はそんなふうに考えて一般質問をさせていただきました。今言ったように相談しながらやると言っても、一番困るのはトイレ、仮設トイレでもいいですから、来年の秋には、そんな何かうまい手当ができればなど、こんなふうに思います。そのことも含めて、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野正彦議員の質問に答弁いたします。

ざる菊の里については、本当に村上さんのところ一生懸命やっていたいておりまして、大変嬉しく思っております。食べ物の問題も茅葺きの方にそばでもやるかというような話もしておったようなんでありますけども、そばどうしたんですかと言ったら、なかなか手が回らないというようなことであるようでありますが、いろいろとあそこを確認して村上さんなりに考えているんであります。今年も見させてもらいましたけども、昨年よりも更に増やして立派なざる菊を見せてもらいましたが、今、お質しのようにそれぞれトイレの問題とか駐車場の問題等についても、これから解決しなくちゃならないと思っております。仮設トイレも含めて対応したいと思っております。また、小綱木自治会の皆さん方ともお話しはしているんであります。自治会としてもあそこを手伝ってやっていくと、地域の名所としてやっていきたいというふうな考えも持っているようでありますし、また、地域の資源活用事業ですね、長滝川の美化も進めていくんだというようなことも含めて、あの辺一帯について、自治会として考えていくことも申されておりますので、これから今、議員お質しのよう、いろいろと町として支援と言いますか、やれるものについては具体的に打ち合わせをして進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は3時30分といたします。

（午後3時16分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後3時30分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） では、有害鳥獣の方について再質問させていただきます。

今まで被害を受けたことのない新たな土地も今回は被害を受けていると。ということは、やはりあの飯舘や山木屋、浪江の方も避難して、自然のイノシシや猿が食べる物は自然のものはありますが、農家の人たちが丹精込めて作ったおいしいものがないためか、それらの有害鳥獣の方も川俣に避難してきているのかなと、その辺の現況は今後やっぱりきちっと把握して、県や国を通じて、やっぱり避難地域と接している自治体の今、イノシシなどによる被害は農家にとっては大変な問題だということをややはり川俣町あたりから発信していかなければならないのではないかと私

は思います。前に同僚議員も来春からは畦畔造りからやらなければならないと言われましたが、全くそのとおりであります。だから、やはりきちっとした形でこの頭数を減らさなければ被害は減らないので、やはり言ってみれば小動物は個人がかける罠でも捕ることはできるかと思いますが、やはり足の速い猿や、あるいは大きなイノシシなどが個人で資格を持っていたとしても、なかなか罠をかけることができないということから言えば、やはり捕獲隊の方々に暇だれをしてでも、それらの駆除に当たっていただくということになれば、やはり一番はなんといっても手当アップが、皆さん方に汗を流していただくには最良かなと、こんなふうに思います。言ってみれば農家の方々が畦畔を造る経費を考えたら、それに対して補助するんだったら捕獲の方にもっと補助をするということも、やっぱり1つの方法かなとこう思います。そんなことで私はアップをすべきだというふうに申し上げたんですが、まず、捕獲頭数の現況なんですが、場所によっては減っているところもありますが、それ以上に増えているところの方が私は多いのではないかと思います。その増えている場所等について、これから狩猟期間中なので、これから見直しなどを聞かせていただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほども述べましたけれども、頭数が私どもの方に報告してきているところが多いのは、小島が現在多くて、あとは西福沢、こういったところは依頼が来ておりますので、そういった分に関してもある程度集中的にやっていただくようお願いしたいと考えております。

あと、それから料金のアップということでございますけれども、これに関しましては、有害捕獲の担い手の増加、これも高齢化しております。そういうものに対するもの、あとは今言ったとおりに防護策、罠、これのやり方。あとはそういったものの基本的な考え方も地元の方にご理解していただくと、そういうものを総合的に考えますと、例えば銃刀法関係の更新時期の技能講習等、そういった講習会、そういったものも全部含めまして、総合的な形での支援という形を考えてまいりたいと思います。その中で先ほど言いましたとおりに、捕獲をするもの、それとあとは自分の方で防衛をするもの、こういう二面的なもので総合的に被害の防止ということを考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 免許保持者が狩猟許可証を取るということは、ただ単に講習を受けるだけでないんです。大体1か月前くらいに今年狩猟許可を取るか取らないかと、取る場合はその費用が大体罠で約3万円ぐらいかかります、その狩猟許可を取るために。そして、猟銃の方をやっている方はやっぱり3万5,000円ぐらいはかかります。それらは許可を受ければ、実際、罠使わなくともなんでもその分は戻ってきませんので、そういう費用がかかります。そうすると魅力がないということ

になってくると、そういうお金をかけてまで狩猟許可を取るという人たちが、やはりいなくなってきました。そういうことから言って、私はやはり捕獲隊の方々とか、その1頭当たりなんぼという金額はやはりアップすべきではないか。そのときになって捕獲隊にお願いしようとしても、その狩猟許可証をちゃんと所持してないとそれができないので、そういうことも含めて、やっぱりアップは真剣に考えて、やはり農地を荒らさない、そして、自信を持って今年も農業を頑張ろうというふうな農家の方々に勇気を与えるためにも必要ではないかとそんなふうに思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおりにおっしゃられましたのは、技能講習会等々でございます。これ答弁の方で最初に申しましたとおり、川俣町としましては駆除隊の報奨金もありますし、有害鳥獣編成隊に対する補助金も出しております。これは各市町村ある程度総枠の中で考えているところが多うございます。ですから、先ほど述べましたとおりに、町として防御するための罠やそういったものを町として増やしていく、そして報奨金とか編成隊なんかに対する補助金、あと今言いましたように技能講習と、そういったものにかかる総合的な中で、もちろん事務費もそのほかに、補助の中にあります。そういう総合的なメニューの中での金額のアップというものがあるいは考えてまいりたいと、ただ、これは捕獲隊とそういったもののご相談もありますので、ただ単に報奨金としての捕獲料金のみでなくて、総合的に考えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） そういうことでその件はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと先ほど言いました要するに最近になく、この有害鳥獣がうんと増えているということに対して、やはり県や国にやっぱり周りの町村というか、ここから東側の方の農地に彼らが餌とする作物がないということで、この地に移動してきているのかなど、こんなふうに思ひますので、その辺を積極的に県や国になんとかしてくれというようなことを働きかけることを最後にお答ひいたひいて、私は終わりにしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答ひ申し上げます。

先ほどから述べていますとおり、数というものに関しましては、あくまでも私たちの推測域で今まで検討しておりました。ただ、前々から県の方に要望する段階で、そういったものを総合的にみますと、被害というものがある程度こちらで抑えれば抑えられていたと。ですけれども、個体数までは正確な数値は出ませんので、そういった個体数の調査、あるいは川俣だけでの被害ではございません。霊山の方でも大変困っているのを私も聞いております。ですから、そういった広域的な対策とそう

いった有害鳥獣の個体数、こういったものは県に強く要望して調査をしていただくように今後もやってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日11日火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後3時41分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 真 一 郎

同 署名議員 鳴 原 利 光